大阪湾広域臨海環境整備センター

環境報告書 2018

ごあいさつ

大阪湾広域臨海環境整備センターは、大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、圏域の生活環境の保全を図るとともに、港湾の秩序ある整備により港湾機能の再編・拡充を図り、地域の発展に寄与することを目的として昭和 57 年に設立されました。以来、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、平成 2 年に尼崎沖、 4 年に泉大津沖、13 年に神戸沖及び 21 年に大阪沖の 4 最終処分場を整備し、近畿 2 府 4 県 168 市町村、約 2,000 万人の圏域から発生する廃棄物の最終処分を行っています。

昨今、廃棄物処理を取り巻く社会情勢は大きく変化し、 3 R による循環型社会形成の推進、人と自然との共生の確保、地域社会との連携・協力といった視点も求められています。

このような背景を踏まえ、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、平成 20 年 3 月に策定した「環境管理計画」に基づいて、「環境負荷の少ない健全で持続可能な循環型社会形成の一翼を担うとともに、美しい大阪湾の再生や都市環境の創造に貢献していく」という方向性のもと、「循環型社会の形成に向けた取組」、「自然との共生をめざした大阪湾フェニックス事業の推進」、「環境コミュニケーションの推進による地域社会との連携」の 3 つを基本施策とし、 5 年ごとにアクションプランを策定して環境保全に係る取組を推進しています。

平成 29 年度は、第 2 次取組期間（平成 25 年 4 月から平成 30 年 3 月まで）の最終年度に当たっており、平成 25 年 3 月に策定したアクションプラン Step2 に掲げた目標の達成に向けて、取組項目の着実な実施に取り組みました。

今後も本計画に基づき、様々な主体との連携・協力を図りながら、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、持続可能な循環型社会の形成に貢献してまいります。

大阪湾広域臨海環境整備センター　理事長　荒木　一聡

目次

ごあいさつ 1
事業概要 3
持続可能な循環型社会をめざして 8
環境マネジメント.....9
事業活動とマテリアルフロー 12
アクションプラン STEP2 の進捗状況 13
循環型社会の形成に向けた取組 14
ごみの発生抑制とリサイクルなどの推進 14
地球温暖化防止対策の推進 15
周辺環境保全の強化 18
自然との共生をめざした
大阪湾フェニックス事業の推進 23
海域環境の修復・再生 23
埋立地における自然環境の創造.....25
環境コミュニケーションの推進による
地域社会との連携.....26
双方向のコミュニケーションの強化.....26
環境啓発の推進と環境技術の普及.....28
新たな連携・協力の推進 30

資料編 32
環境関連法規制等の遵守状況.....33
エコアクション 21 に係る環境目標.....34
エコアクション 21 に係る活動項目.....35
エコアクション 21 に係る代表者による
全体評価と見直しの結果.....36
各事業所の環境負荷関連データ.....37
廃棄物埋立処分量実績 41
排水処理施設放流水水質 43
PRTR に係る排出物質　経年変化一覧表.....47
地域活動団体、研究への助成事業実績 49
廃棄物受入基準 51

■編集方針

この報告書は、環境管理計画に基づき大阪湾広域臨海環境整備センターが実施している環境への取組について、港湾管理者をはじめ、関係団体や地域住民など、関係する全ての皆様にご報告することを目的として、作成したものです。

大阪湾フェニックス計画が与える環境への負荷、また、大阪湾フェニックス計画が循環型社会の受け皿としての使命を果たしていくうえで取り組んできた、様々な環境配慮活動やその成果について、写真や図表を使って紹介します。

■報告対象組織の範囲

大阪湾広域臨海環境整備センターが取り組んでいる事業を中心に、一部、建設事業等の委託業者の活動も含め報告しています。

■報告対象期間

各種データや取組の報告内容は、平成 29 年度（平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月）のものです。

■参考にしたガイドライン

環境省「環境報告書ガイドライン（2012 年版）」

※本文中では、以下の略称を用いています。
大阪湾広域臨海環境整備センター
⇒大阪湾フェニックスセンター
大阪湾フェニックスセンターが実施する事業
⇒大阪湾フェニックス事業

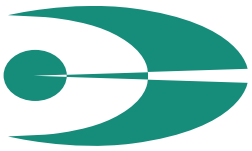

大阪湾フェニックス事業のシンボルマーク。右側の楕円形は近畿２府４県の大阪湾圏域と大阪湾、小円形は大阪湾に浮かぶ人工島。中央の直線は、圏域から一大事業を投じるという意味を表しています。

大阪湾フェニックスセンターのマスコットキャラクター。伝説の不死鳥「フェニックス」をモチーフに親しみやすいキャラクターとして図案化。センターへの搬入車両に他の車両と区別するため、車体外部への貼り付けを義務づけています。

大阪湾フェニックスセンターは、近畿２府４県 168 市町村約２,０００万人が住む地域から排出される廃棄物を適正に最終処分することにより、快適な都市環境を確保するとともに新たな大地を創造します。

事業概要

■ 大阪湾フェニックス計画とは

毎日の暮らしや、様々な産業活動から排出される膨大な量の廃棄物。私たちは、地球環境を守り、より豊かな生活を実現していくため互いに力を合わせて、廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理による減量化及び適正な最終処分を行っていかなければなりません。

しかしながら、近畿圏の内陸部は土地利用が進み、最終処分場を確保することは、きわめて困難な状況にあります。

大阪湾フェニックス計画は、近畿圏の地方公共団体及び港湾管理者が出資し、大阪湾の埋立により、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行うとともに、埋め立てた土地を活用して港湾機能の整備を図るものです。

廃棄物の適正処理と都市の活性化という２つの社会的要請に応える大阪湾フェニックス計画は、快適な都市環境を守り新しい大地を造る画期的な事業です。

大阪湾フェニックス計画の目的

1. 大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。

2. 埋立によってできた土地を活用して、港湾の秩序ある整備をし、地域の均衡ある発展に寄与すること。

■大阪湾フェニックスセンターの概要

大阪湾フェニックスセンターは、広域臨海環境整備センター法のもと、大阪湾フェニックス計画を運営実施する団体として、地方公共団体・港湾管理者の共同出資により設立された法人です。

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター
根拠法律	広域臨海環境整備センター法 （昭和 56 年法律第 76 号）
設立	昭和 57 年 3 月 1 日
理事長	荒木　一聡
受入対象区域	近畿 2 府 4 県 168 市町村
広域処理場整備対象港湾	4 港湾
資本金	1 億 3,690 万円
出資団体	［地方公共団体（174 団体）］ うち府県（6 団体） 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 うち市町村（168 団体） 大津市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市ほか ［港湾管理者（4 団体）］ 大阪港港湾管理者、堺泉北港港湾管理者、 神戸港港湾管理者、尼崎西宮芦屋港港湾管理者
事業収益	11,362 百万円
役職員数	126 人（H29 年度末）
管理委員会	［委員長］　大阪府知事 ［委　員］　滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、 奈良県知事、和歌山県知事、大阪市長、神戸市長
事務所	
本社	大阪市北区中之島二丁目 2 番 2 号　大阪中之島ビル 9 階
大阪建設事務所	大阪市住之江区南港南二丁目 1 番 54 号
大阪建設事務所泉大津分室	泉大津市夕凪町地先
兵庫建設事務所	神戸市灘区灘浜町 1 番 2 号

□大阪湾フェニックスセンターの業務

1. 港湾管理者の委託を受けて次の業務を行う。
   - ・廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理
   - ・廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
2. 地方公共団体の委託を受けて次の業務を行う。
   - ・一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理
   - ・一般廃棄物等による海面埋立
   - ・前に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため、搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
3. 産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て
4. 前各号の業務に附帯する業務

□組織

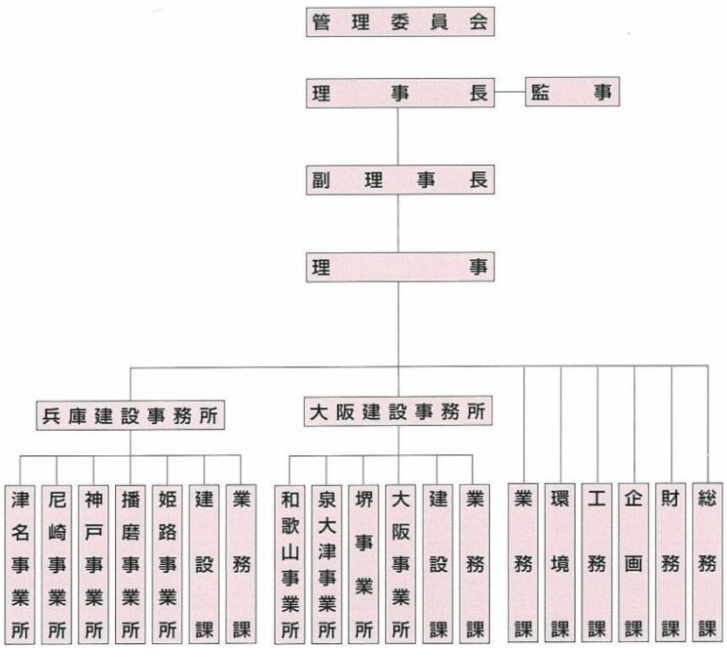

事業概要

□搬入基地および処分場概要

大阪湾フェニックスセンターは、９つの搬入基地（大阪・堺・泉大津・和歌山・姫路・播磨・神戸・尼崎・津名）と４つの埋立処分場（尼崎沖・泉大津沖・神戸沖・大阪沖）を擁しています。

廃棄物受入対象区域から排出される廃棄物は、搬入基地に搬入されたのち、海上輸送等により、各埋立処分場へ搬送されます。

◆搬入基地

大阪建設事務所管轄

大阪基地

〒555-0041
大阪市西淀川区中島２丁目
10 番 100 号

事業所面積：27,410 ㎡

堺基地

〒592-8331
堺市西区築港新町４丁４番

事業所面積：41,330 ㎡

泉大津基地

〒595-0056
泉大津市夕凪町地先

事業所面積：32,400 ㎡

和歌山基地

〒640-8404
和歌山市湊 2675-26
（新日鐵住金構内）

事業所面積：12,500 ㎡

兵庫建設事務所管轄

姫路基地

〒672-8079
姫路市飾磨区今在家字近藤
新田 1351 番 41

事業所面積：11,700 ㎡

播磨基地

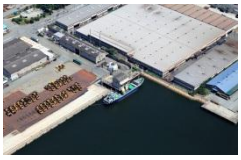

〒675-0155
加古郡播磨町新島 13-1

事業所面積：3,289 ㎡

神戸基地

〒657-0853
神戸市灘区灘浜町１番２号

事業所面積：15,000 ㎡

尼崎基地

〒660-0087
尼崎市平左衛門町 70 番地

事業所面積：23,400 ㎡

津名基地

〒656-2132
淡路市志筑新島

事業所面積：4,466 ㎡

◆埋立処分場

尼崎沖埋立処分場

尼崎西宮芦屋港
尼崎市東海岸町地先

処分場面積	113ha
安定型区画	33ha
管理型区画	80ha
埋立容量	1,600 万 m^3
受入開始	平成２年度

泉大津沖埋立処分場

堺泉北港
泉大津市夕凪町地先

処分場面積	203ha
安定型区画	67ha
管理型区画	136ha
埋立容量	3,100 万 m^3
受入開始	平成４年度

神戸沖埋立処分場

神戸港
神戸市東灘区向洋町地先

処分場面積	88ha
管理型区画	88ha
埋立容量	1,500 万 m^3
受入開始	平成 13 年度

大阪沖埋立処分場

大阪港
大阪市此花区北港緑地地先

処分場面積	95ha
管理型区画	95ha
埋立容量	1,400 万 m^3
受入開始	平成 21 年度

□広域処理対象区域

広域処理対象区域は、近畿２府４県の 168 市町村（近畿圏の全面積の約 63%、全人口の約 96%）となっています。排出元からの廃棄物の輸送は「廃棄物の輸送時間を最小限とすること」、「特定の搬入基地への集中を避けるため、可能な限り分散させること」を原則としており、搬入基地ごとに受入区域を定めています。

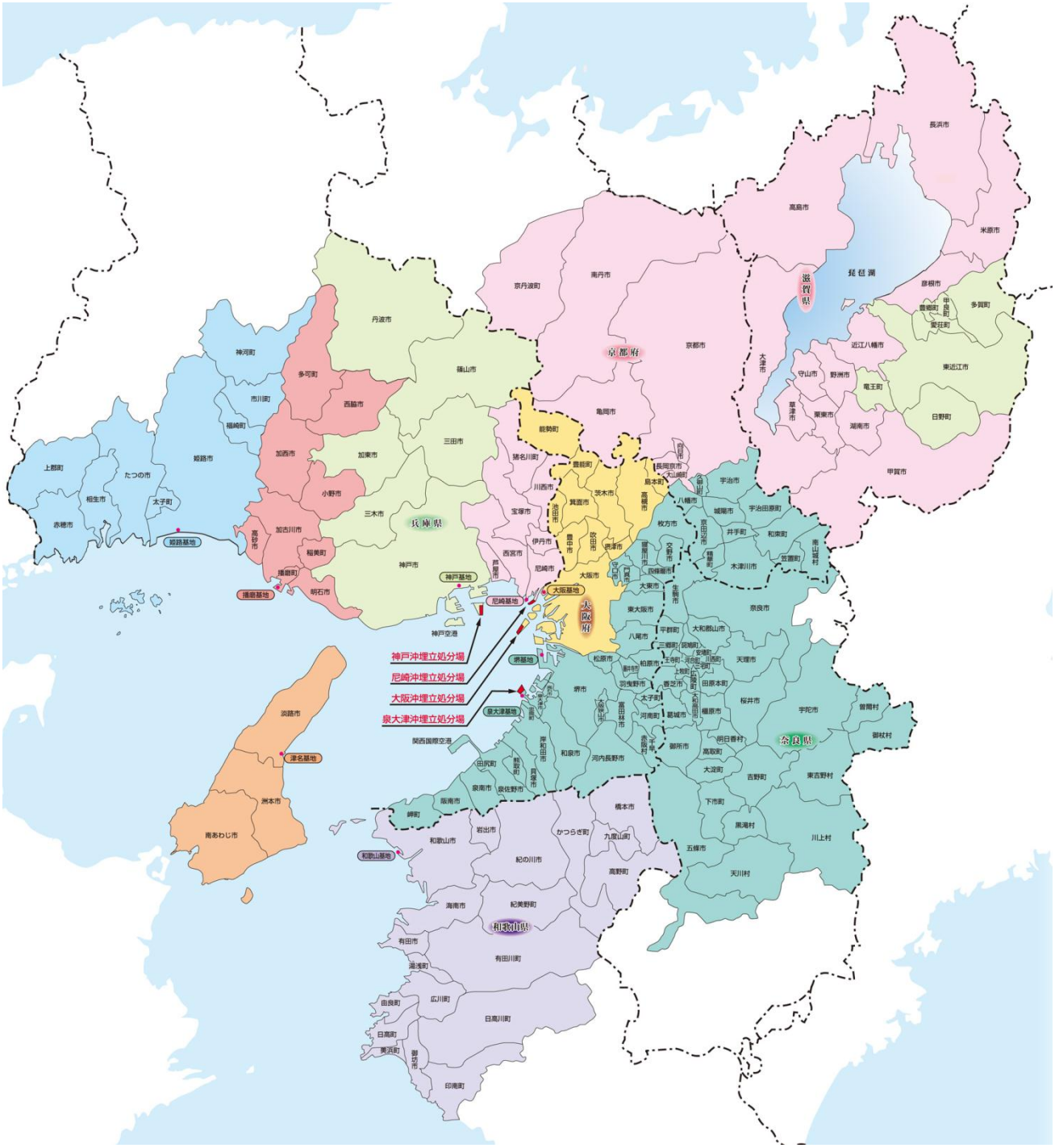

※色分けは管理型廃棄物の基地ごとの受入区域を示しています。
●津名・姫路・播磨・神戸・尼崎基地の管理型廃棄物は神戸沖埋立処分場で処分しています。
●大阪・堺・和歌山基地の管理型廃棄物は大阪沖埋立処分場で処分しています。
●なお、尼崎沖埋立処分場及び泉大津沖埋立処分場は管理型廃棄物の受け入れを終了しています。
（泉大津基地は安定型廃棄物、陸上残土を受け入れています。）
★ホームページで受入区域及び廃棄物別の搬入基地等の詳細情報をご覧いただけます。
http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/business-summary/loading-facility

事業概要

■受入廃棄物について

□受入廃棄物の種類・基準

大阪湾フェニックスセンターでは、人の生活に伴い発生し市町村が処理しなければならない一般廃棄物や、事業活動に伴い発生し事業者が処理しなければならない産業廃棄物、また、公共工事等に伴い発生する陸上残土や、港湾整備等に伴い発生する浚渫土砂を埋立物として受け入れています。

受入廃棄物は、関係法令の区分に従い、廃棄物の種類に応じて、管理型区画又は安定型区画に埋め立てられます。

受入廃棄物には、その全てに適用される共通基準と、廃棄物の種類によってそれぞれ適用される個別基準、及び有害物質を含む廃棄物にあたっては、その溶出量又は含有量を規定した判定基準等を定めており、その全てに適合したものを受け入れています。

★ホームページで受入廃棄物に関する詳細情報をご覧いただけます。
http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/acceptance-of-waste

□廃棄物の搬入から処分までの流れ

埋立処分場に埋め立てようとする廃棄物は、排出者により陸上輸送され、指定された搬入基地へと搬入されます。受入基準に適合した廃棄物は、主に各搬入基地において廃棄物運搬船に積み込まれ、海上輸送を経て埋立処分場へ搬入され、揚陸後、埋立処分されます。

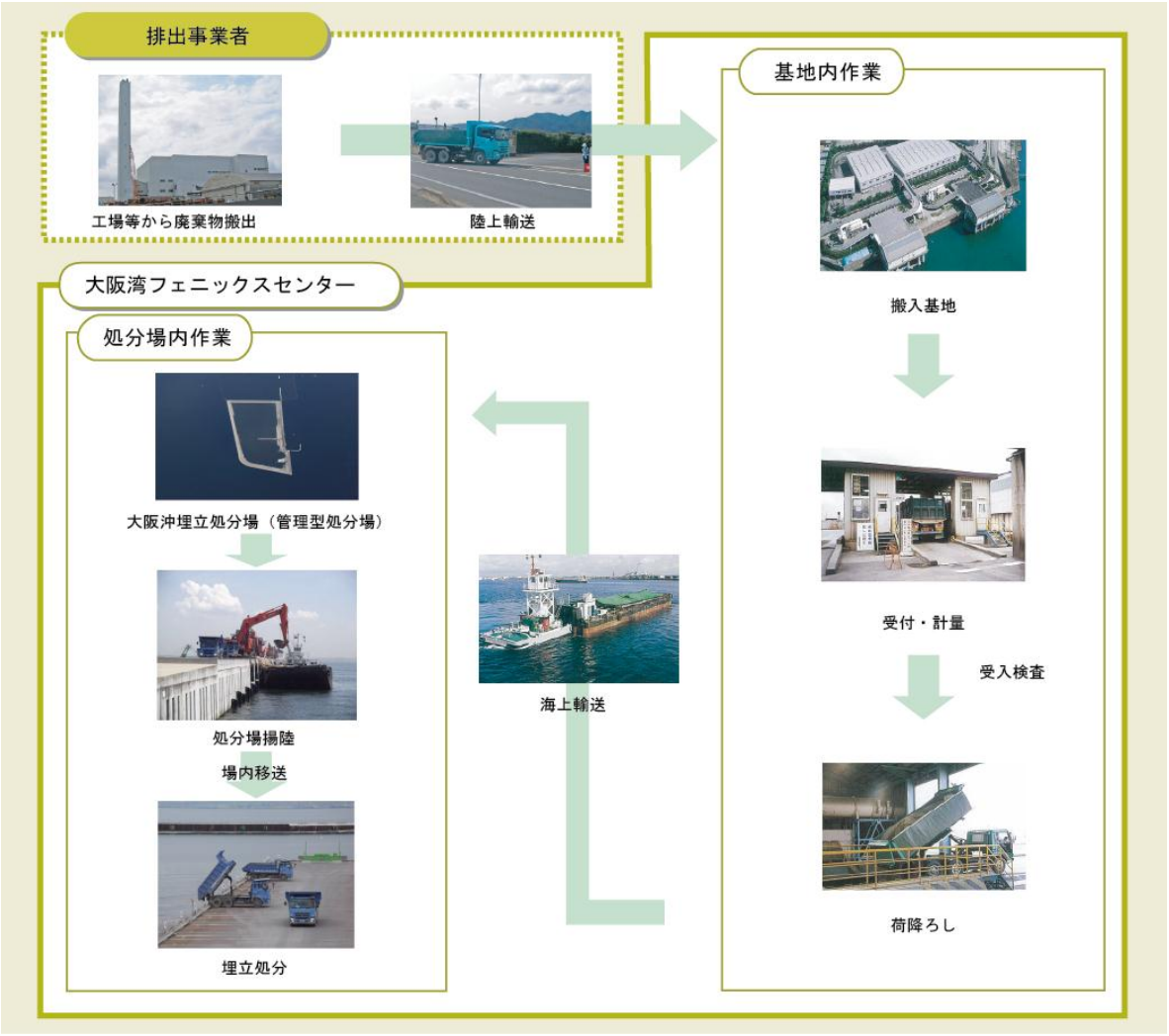

廃棄物の搬入から処分までの流れ

持続可能な循環型社会をめざして

大阪湾フェニックスセンターは、廃棄物の埋立処分事業を通じて、環境負荷の少ない健全で持続可能な循環型社会形成の一翼を担うとともに、美しい大阪湾の再生や都市環境の創造に貢献していきます。

■ 環境の再生・創造への取組

これまで、大阪湾フェニックス事業では、社会の環境問題や安全性に対する意識の高まりを受けて、廃棄物の適正な処理と廃棄物処理施策への信頼性向上に努めてきました。

一方で、大阪湾フェニックス事業は、海面埋立事業であることから、公有水面の一部を陸域化させるという点で、環境側面に一定の負荷を与えていることも事実です。また、海域環境の修復･再生や､自然エネルギーの有効活用など、公有水面の埋立事業に見合う環境へのプラス効果の創造に、期待が寄せられています。

大阪湾フェニックス事業は、廃棄物の埋立処分事業を通じて、環境負荷の少ない、健全で持続可能な循環型社会形成の一翼を担うとともに、様々な環境側面からのアプローチにより、美しい大阪湾の再生や都市環境の創造に貢献していきます。

■ 社会情勢の変化

「循環型社会形成推進基本法」で提示された3R[*1]の推進により、広域処理対象区域内で発生する廃棄物の最終処分量は減少傾向にあり、取組の成果が表れています。それでもなお、最終処分しなければならない廃棄物は、計画的・安定的な適正処理を行う必要があり、最終処分場は社会に不可欠な施設です。

内陸部においては、個々の市町村や事業者が最終処分場を確保することは依然として困難なため、大阪湾フェニックス計画は、内陸部での廃棄物の埋立を減らし、環境リスクを軽減する役割を担っています。また､安全性だけでなく､大阪湾の海域の自然環境との共生という視点も求められています。

■ 社会的な要請への対応

大阪湾フェニックスセンターは、これまで、廃棄物の広域処理事業を通して、ダイオキシン問題やアスベスト問題など、社会問題化した廃棄物への対応、阪神・淡路大震災の発生後は、災害廃棄物の受入など、その都度適切な解決を図ってきました。また､自然環境にも配慮して､埋立護岸における緩傾斜護岸の採用など、海域環境の修復・再生に取り組んできました。

今後も、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら様々な要請に応えていくために、個別の対策や施策を体系的に連携させ、さらに、足りない部分を補完しながら、全体を有機的に機能させる仕組みづくりが重要です。

大阪湾フェニックスセンターは、環境保全対策やリスク管理、広報活動等を通して、様々な主体の参画を視野に入れた総合的な環境管理を推進していきます。

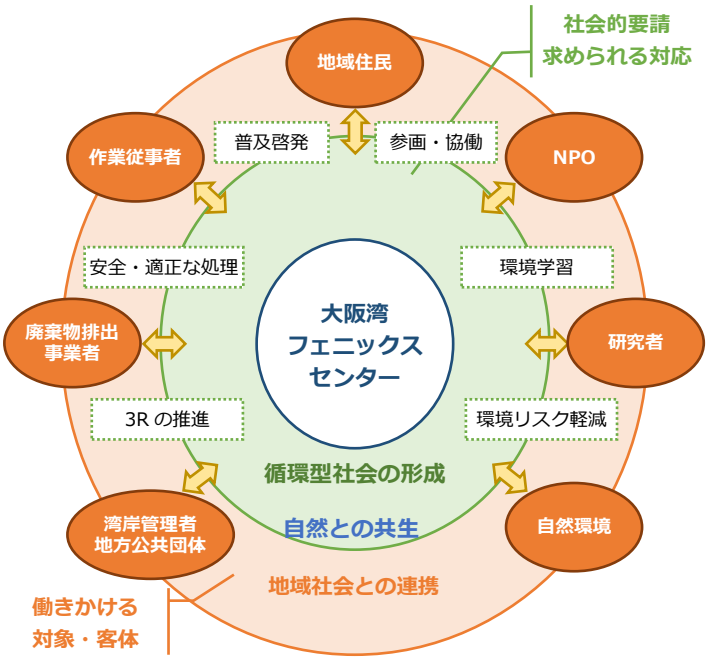

大阪湾フェニックスセンターと連携・協力関係にあるステークホルダー[*2]

*1 3R：1.Reduce（減らす）、2.Reuse（繰り返し使う）、3.Recycle（再資源化）の頭文字をとった言葉。この優先順位で廃棄物の削減を行うのが良いとされる。

*2 ステークホルダー：利害関係者。企業などが活動する上で関わりを持つあらゆる関係者を指し、事業内容によっては地域や社会全体の広い範囲が対象に含まれる。

環境マネジメント

大阪湾フェニックスセンターでは、環境経営の基本的方向を示した環境方針、環境保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的とした「環境管理計画」を策定するとともに、エコアクション 21 に基づく環境マネジメントシステムを構築し、環境への取組を着実に推進しています。

大阪湾広域臨海環境整備センター環境方針

【理念】

大阪湾広域臨海環境整備センターは、環境の保全・創造が人類共通の最重要課題の一つであることを強く認識し、活動のあらゆる面で、環境の保全に配慮して行動します。

【方針】

「持続可能な循環型社会の実現をめざし、参画と協働の取組を進めます」を行動の目標に、廃棄物の受入及び埋立事業活動において、環境に配慮し、以下の環境保全活動を推進します。

1　全員参加

全員が環境経営システムに参画し、環境負荷の低減に取り組むとともに、汚染の防止に努めます。

2　法令等の遵守

環境関連の法令等を遵守します。

3　環境保全対策の推進

(1) 資源・エネルギーの削減により、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
(2) 廃棄物の削減に努めます。
(3) 「節水」に取り組み、水使用量の削減に努めます。
(4) 物品等の調達にあたっては、グリーン調達を推進します。
(5) 受入基準の遵守を徹底します。
(6) 受入廃棄物等の飛散を防止します。
(7) 最終処分場放流水水質を管理基準(法令基準又はこれを下回る自主基準)以下に維持します。

4　継続的改善

環境方針、環境目標は、社会情勢を考慮して定期的に見直しを行い、環境経営システムの継続的改善により、環境負荷の低減に努めます。

5　公開

環境方針は、職員へ周知徹底するとともに公開します。

大阪湾広域臨海環境整備センター　副理事長　井上　博睦

制定日：平成 18 年 4 月 1 日
改訂(第 4 版)：平成 28 年 4 月 1 日

■ 環境管理計画

大阪湾フェニックスセンターは、平成 20 年 3 月、環境保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的とした「環境管理計画」を策定しました。

環境管理計画は平成 33 年度までを取組期間とし、自らが主体的に取り組む環境配慮活動に加えて、地域社会や廃棄物排出事業者、地方自治体など、関係者の理解と協力を得ながら、様々な主体と連携した活動にも、積極的に取り組むこととしています。

また、大阪湾フェニックスセンターが環境への取組を推進するための方向性と 3 つの基本施策を定めています。

さらに、環境管理計画の具体的な実行計画として、5 か年計画であるアクションプランを策定しています。平成 25 年度から 29 年度まではアクションプラン Step2 として取り組んでいます。アクションプランの取組内容と実績については、p13 以降をご覧ください。

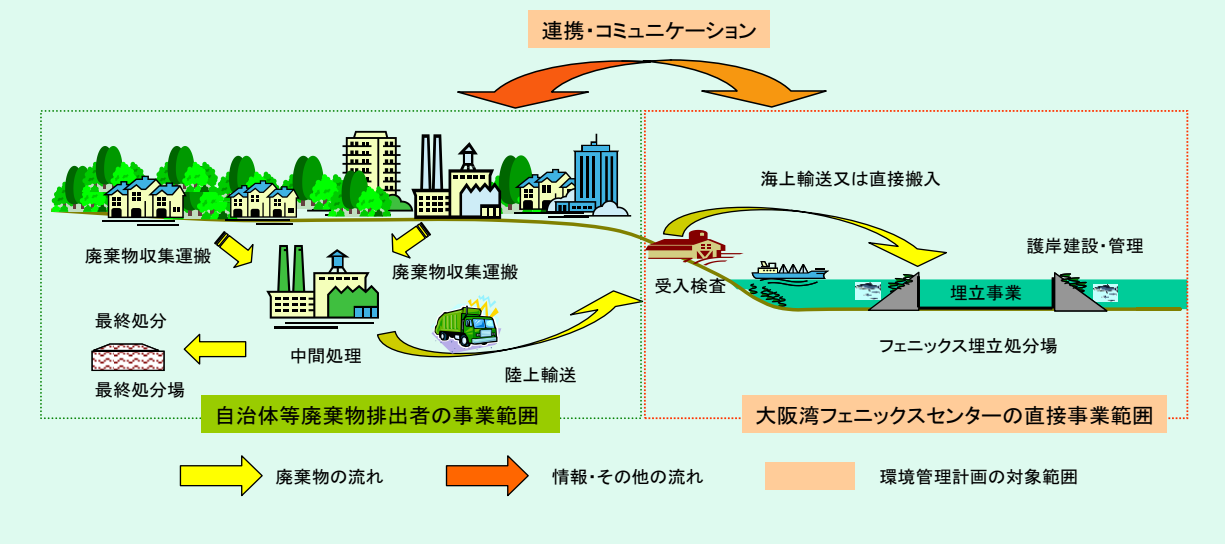

環境管理計画が対象とする事業範囲概念図

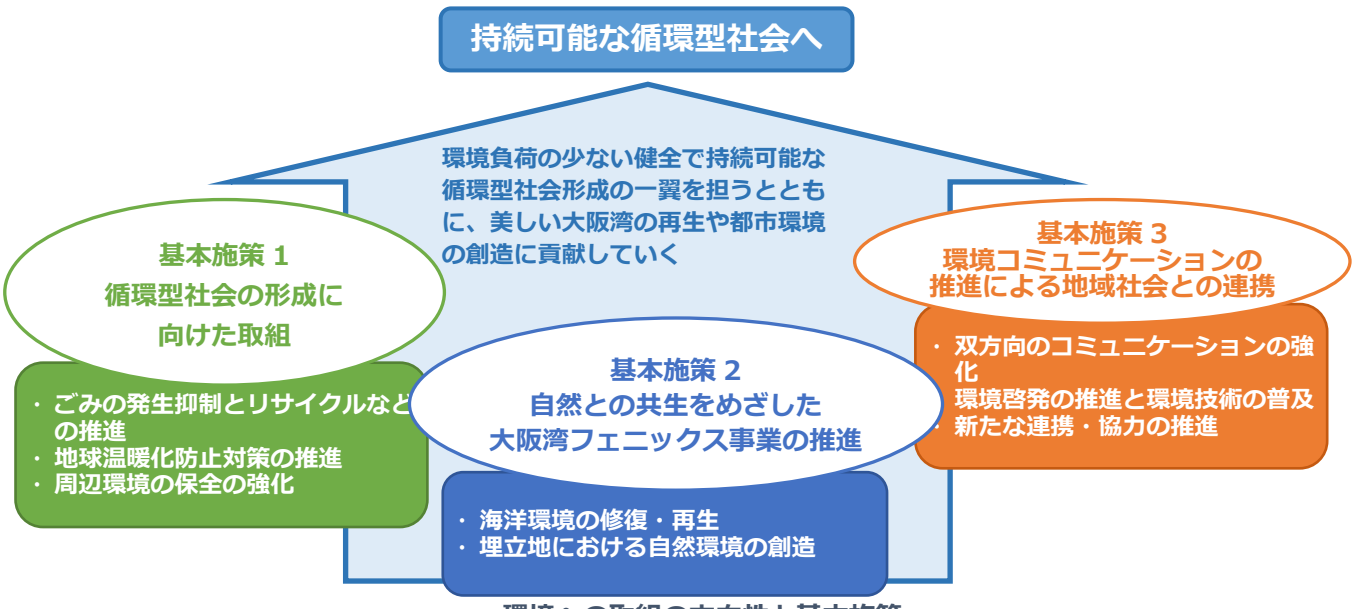

環境への取組の方向性と基本施策

環境マネジメント

■ 環境マネジメントシステム

大阪湾フェニックスセンターでは、環境方針に基づき、電気使用量やごみ量の削減、廃棄物の受入基準の遵守の徹底や飛散防止など環境保全活動に全社が一丸となって取り組んでいます。

これらの取組状況の点検・評価や内部監査の実施手順、環境マネジメント体制等を環境経営マニュアルで定め、PDCA のもと継続的な環境改善に結び付けるよう環境マネジメントシステムを構築しています。

■ 環境マネジメント体制

大阪湾フェニックスセンターでは、「環境リーダー」を中心とする環境マネジメント体制を整備しています。

環境リーダーは、担当役員、本社各課長、建設事務所長、建設事務所各課長、事業所各所長によって構成され、取組施策の内容やその進め方の検討、また取組実績の評価などを行い、PDCA サイクルによる継続的な改善の実現を図っていきます。また、環境推進リーダー会議を組織し、取組施策の検討や取組の評価などを全社的に行う体制としています。

さらに、目標の達成状況や取組の成果は、大阪湾フェニックスセンターの経営責任者らによるトップマネジメントによって、総合的な評価を行います。

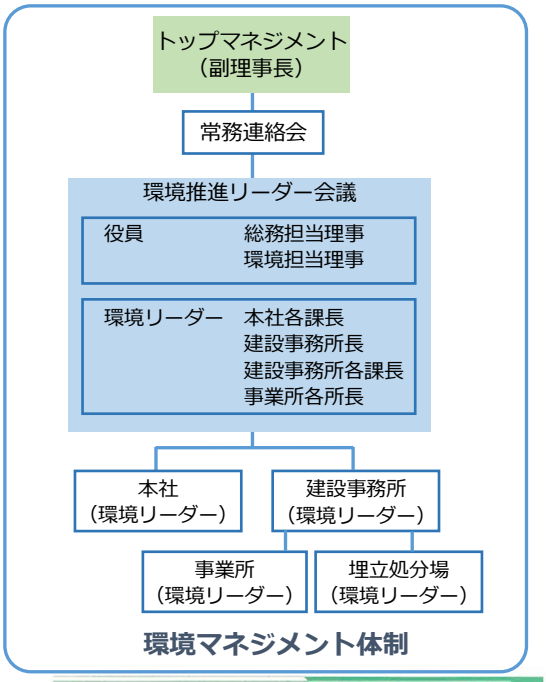

環境マネジメント体制

■ EA21 の認証取得

大阪湾フェニックスセンターの環境マネジメントシステムについては、環境省が推進するエコアクション 21（以下、EA21[*3] という）の認証を取得しています。

平成 18 年 11 月に本社部門で認証取得したのを皮切りに、平成 20 年 1 月に兵庫建設事務所、平成 20 年 12 月に大阪建設事務所で認証取得し、平成 22 年 11 月からは EA21 の認証を全社で一本化しました。

平成 28 年度にはエコアクション 21 中央事務局から、認証・登録 10 年継続記念品と感謝状をいただきました。今後も適切な環境マネジメント体制のもと、環境保全活動に積極的に取り組んでまいります。

IPSuS

エコアクション21
認証・登録証

認証・登録番号　0001170

認証・登録事業者　大阪湾広域臨海環境整備センター
大阪府大阪市北区中之島２丁目２番２号

事業活動　廃棄物の受け入れ事業及び海面埋立、最終処分場の建設

対象事業所　本社、大阪建設事務所、大阪事業所、堺事業所、泉大津事業所、和歌山事業所、泉大津沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場、兵庫県建設事務所、姫路事業所、播磨事業所、神戸事業所、尼崎事業所、津名事業所、尼崎沖埋立処分場、神戸沖埋立処分場

認証・登録日　2006 年 11 月 30 日

更新・登録日　2014 年 11 月 30 日

有効期限　2016 年 11 月 29 日

上記事業者は「エコアクション21ガイドライン2009年版」（環境省）の要求事項に適合していることを証します。

一般財団法人 持続性推進機構
理事長　郡嶌 孝

*3 EA21：中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。

事業活動とマテリアルフロー

大阪湾フェニックスセンターは、自らの事業活動に伴う環境負荷を把握し、環境負荷の削減に努めています。

平成 29 年度は、1,730,911t の廃棄物等の埋立を実施しました。事業活動に伴う電気や化石燃料等の使用量及び二酸化炭素の排出量やごみ排出量などマテリアルフローを下図に示します。

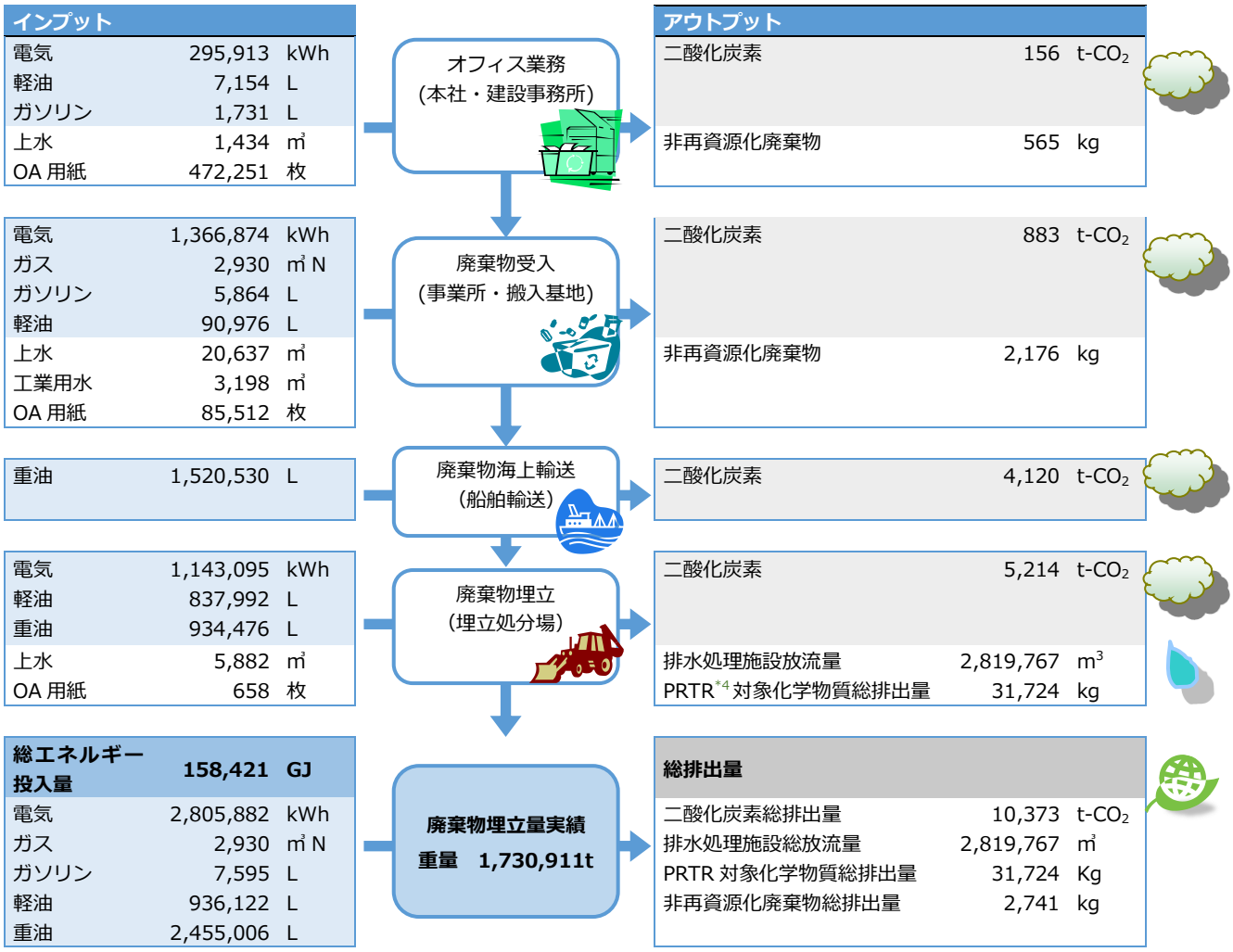

※集計対象範囲（資料編 p 38～42 参照）

・オフィス業務／本社、大阪建設事務所、兵庫建設事務所。

・廃棄物受入業務／8 事業所（姫路、播磨、尼崎、大阪、堺、和歌山、津名、神戸）但し神戸事業所のデータは兵庫建設事務所に含む。

・廃棄物海上輸送業務／各基地から神戸沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場への海上輸送

・廃棄物埋立業務／4 埋立処分場（尼崎沖、泉大津沖〔泉大津事業所を含む〕、神戸沖、大阪沖）における埋立業務及び排水処理等

※排出係数

・電気：9.484MJ／kWh、0.45 kg-CO_2／kWh

・重油：39.1MJ／L、0.0693 kg-CO_2／MJ

・ガス（LGB）：50.8MJ／kg、0.059 kg-CO_2／MJ、2.18 kg／㎥

・ガソリン：34.6 MJ／L、0.0671 kg-CO_2／MJ

・軽油：37.7MJ／L、0.0686 kg-CO_2／MJ

平成 29 年度　事業活動に伴うマテリアルフロー

*4 PRTR：Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出制度の略で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

アクションプラン Step2 の進捗状況

平成 25～29 年度を取組期間とした環境管理計画アクションプラン Step2 に基づき、環境への取組を推進しています。

基本施策と取組		Step2 の取組項目 【 】は指標・目標	平成 29 年度の取組実績
循環型社会の形成	ごみの発生抑制とリサイクルなどの推進	① EA21 に基づく取組の推進 【EA21 目標達成】	・EA21 の目標達成 ＊廃棄物排出量：実績 2,837kg/目標 3,610kg 以下 ＊紙使用量：実績 561,106 枚/目標 630,368 枚以下 ＊水の使用量（取組項目数）：実績 3 個/目標 2 個以上 ＊グリーン購入：実績 100%/目標 99%以上
	地球温暖化防止対策の推進	① EA21 に基づく取組の推進 【EA21 目標達成】	・EA21 の目標達成 ＊購入電力量：実績 2,805,882kWh/目標 3,760,762kWh ＊化石燃料使用量（CO_2 排出量）：実績 9,110t-CO_2/目標 11,286t-CO_2
		② 高効率の省エネタイプの機器への転換等 【対策の実施の有無・対策実施箇所】	・
		③ 自家発電から商業電源への転換	-
		④ 自然エネルギーの活用 【発電実績】	・神戸基地（年間 106,748kWh 発電）※、泉大津沖処分場（年間 133,856kWh 発電）の太陽光発電設備を活用
		⑤ 電力消費量の「見える化」による省エネの取組	-
	周辺環境保全の強化	① 計画的で迅速な環境監視の実施 【各種調査結果：環境基準等に適合】	・埋立処分場、基地等の環境監視調査を実施し、基準に適合
		② EA21 に基づく受入基準の遵守の徹底 【EA21 目標達成】	・EA21 の目標達成 ＊抜取検査(ダイオキシン類)：実績 111 検体/目標 96 検体以上 ＊抜取検査(重金属等)：実績 541 検体/目標 488 検体以上
		③ EA21 に基づく受入廃棄物等の飛散防止 【EA21 目標達成】 【管理濃度：第一管理区分[*5]】	・EA21 の目標達成 ＊浮遊粉じん濃度（敷地境界）：実績 0.01～0.07mg/m^3/目標 1.5mg/m^3 以下 ・作業環境における粉じんの管理濃度 ＊第一管理区分 16 地点、第二管理区分 0 地点、第三管理区分 0 地点
		④ EA21 に基づく処分場放流水水質管理 【管理基準値及び排水基準以下】	・EA21 の目標達成 ＊処分場放流水水質全項目で管理濃度以下
		⑤ 低公害型重機、車両への転換	・委託業者への働きかけを実施
		⑥ 最終処分場の排水処理施設の適正管理及び機能強化【管理実績：1 回/月】	・HP で毎月維持管理情報を公表
		⑦ 職員の資質向上に向けた研修等の実施 【実施回数：1 回以上/年】	・EA21 職員研修等を実施
自然との共生	海域環境の修復・再生	① 埋立処分場護岸における藻場の創出 【海生生物調査実施回数：1 回/2 年】	
		② 直立護岸の環境改善の取組 【エコ護岸延長距離：現状維持以上】	・エコ護岸総延長距離：80m（泉大津沖） ・ワカメを用いた水質改善の取組を実施（尼崎沖）
	埋立地における自然環境の創造	① 埋立地における野鳥の生息状況の把握と工事影響の軽減対策	・作業員への注意喚起等コアジサシ保護の取組を実施
		② 埋立地の緑化と植生状況の把握	・散水による緑地の保全（神戸沖） ・廃棄物露出部の覆土（神戸沖）
地域社会との連携	双方向コミュニケーションの強化	① 廃棄物処理事業に係る情報の公開 【HP：随時情報更新】 【広報誌：発行 2 回/年】	・HP で情報発信 ・広報 DVD の活用
		② 環境管理計画に基づく取組の公表 【環境報告書の作成および公表：1 回以上/年】	・環境報告書 2017 公表
		③ 各種独自調査結果の HP での公表 【HP による公表：随時】	・随時公表
		④ 災害時、事故時における迅速な対応 【訓練の実施回数：1 回以上/年】	・兵庫建設事務所において「シェイクアウト訓練」の実施　・中之島ビル防災訓練への参加 ・大阪建設事務所の各基地において「災害・事故対策実施要領」に基づく地震対応机上訓練を実施
	環境啓発の推進と環境技術の普及	① 3 R 推進のための啓発イベント参加 【参加イベント数】 【イベントブース来場者数】	・参加イベント数：8 回 ・イベントブース来場者数：2,439 名
		② 学会等を通じた環境保全・創造の取組成果の積極的な公表 【学会等での発表回数：1 回以上/年】	-
		③ フェニックス講座の開催や処分場見学による普及啓発 【講座開催数】【視察見学受入件数】	・視察見学受入件数（処分場、基地）：178 件（2,284 名）
	新たな連携・協力の推進	① 地域での 3 R の推進等の活動の支援 【助成団体数】	・市民団体等の活動に対する助成を実施（17 団体）
		② 大学等の研究の支援及び大学と連携した海域環境保全・創造の研究促進【助成団体数】	・廃棄物の適正処理・水処理に係る調査研究助成を実施（9 件） ・大阪湾圏域の海域環境再生・創造に関する研究助成を実施（10 件）
		③ 地域社会と連携した体験的環境学習のフィールドの提供	・地域と連携して種付けしたワカメの収穫、堆肥化、堆肥を使った菜の花の栽培を実施（尼崎沖） ・尼海フォーラムの実施（尼崎沖）
		④ 関係者との連携による処分場の維持管理技術の向上 【廃棄物海面埋立管理技術会への参加回数】 【廃棄物処理公社協議会等を通じた情報交換回数】	・廃棄物海面埋立管理技術会（1 回参加） ・廃棄物処理公社協議会等（2 回参加）
		⑤ 国際交流の推進 【海外からの視察：受入件数、人数】 【JICA 研修への協力：研修国数、人数】	・・JICA 研修国数 17 か国、45 名、韓国 3 回 56 名

*5 管理区分：労働安全衛生法に基づく区分であり、作業環境管理が適切であると判断される状態。

大阪湾フェニックス事業が、廃棄物の広域処理事業を通じて、安心で豊かな住民の生活や企業活動の基盤を支え、地域社会と地球環境にやさしい循環型社会に適合した事業となっていくため、事業活動に伴う環境負荷の更なる低減に取り組むとともに、事業に起因する様々なリスク管理を適正に実施し、環境管理レベルの向上を図っていきます。

■ごみの発生抑制とリサイクルなどの推進

事業者として、率先して事業活動に伴うごみの発生量の抑制やリサイクルの推進に取り組むとともに、環境負荷の小さな製品やサービスの積極的な利用を図っています。

EA21では、一般廃棄物排出量や紙の使用量等について環境目標を設定しており、平成29年度は、紙の使用量が目標値を超過した部門がありましたが、センター全体では、全ての項目において目標を達成しました。

今後もさらなるごみの発生抑制とリサイクル推進に努めていきます。

EA21における環境目標とそれに対する取組成果（平成29年度）

取組項目	部門	環境目標	H29実績	対目標	評価[1]
一般廃棄物（再生できないごみ）排出量の削減	本社	591kg以下	221kg	37.4%	○
	大阪	2,238kg以下	1,963kg	87.7%	○
	兵庫	781kg以下	653kg	83.6%	○
	全体	**3,610kg以下**	**2,837kg**	**78.6%**	**○**
紙の使用量（コピー枚数）の削減	本社	407,915枚以下	361,341枚	88.6%	○
	大阪	144,889枚以下	119,412枚	82.4%	○
	兵庫	77,564枚以下	80,353枚	103.6%	△
	全体	**630,368枚以下**	**561,106枚**	**89.0%**	**○**
水の使用量の削減（取組項目数[2]）	本社	2個以上	2個	—	○
	大阪	2個以上	3個	—	○
	兵庫	2個以上	3個	—	○
	全体	**2個以上**	**3個**	**—**	**○**
グリーン購入	本社	99%以上	100%	—	○
	大阪	99%以上	100%	—	○
	兵庫	99%以上	100%	—	○
	全体	**99%以上**	**100%**	**—**	**○**

1) ○：目標達成、△：目標未達成（目標値+10%以内）、×：目標未達成（目標値+10%超過）
2) 本社は集合ビル内にあり、個別の水使用量が不明なため、また、各建設事務所における場内散水は天候等により使用量が大きく変動するため、水使用量の削減についての取組項目数を環境目標にしている。

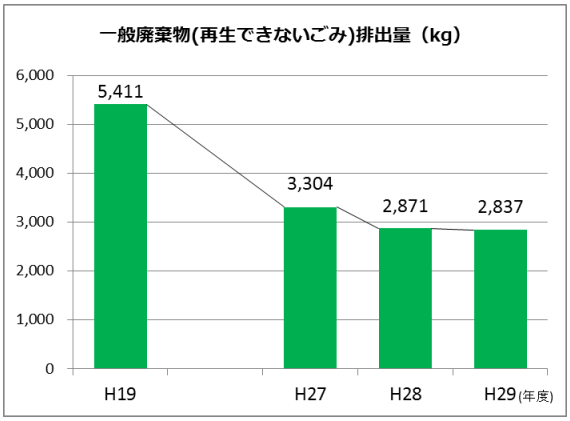

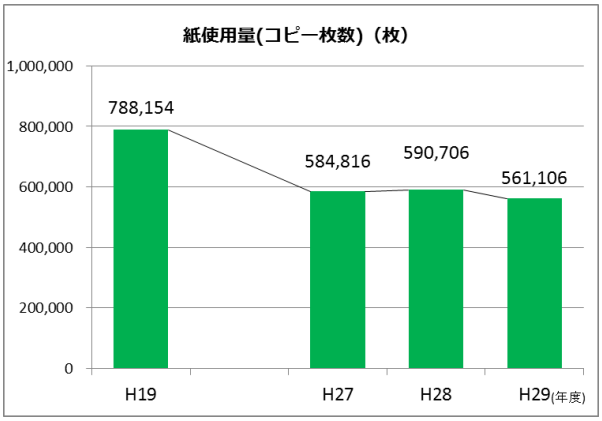

循環型社会の形成に向けた取組

地球温暖化防止対策の推進

■ 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止対策を推進するため、事業活動が環境に与えている負荷を可能な限り定量的に把握するとともに、二酸化炭素排出量の削減目標を掲げて取り組んでいます。

取組目標（地球温暖化防止対策の推進）

センター事業全体で、二酸化炭素排出量を概ね 5%削減する（基準年度：平成 23 年度※）

※平成 23 年度実績に尼崎沖及び泉大津沖埋立処分場の排水処理施設増設分見込（電力）を加えた値（基準値）：13,675t-CO_2

アクションプラン Step2 では、二酸化炭素排出量を平成 29 年度までに基準年度（平成 23 年度）比で概ね 5%削減することを目標としています。平成 29 年度の二酸化炭素排出量は 10,373t-CO_2 であり、基準値の 13,675t-CO_2 から 24.1%の削減となっています。

部門別の二酸化炭素排出量では、重機及び排水処理施設で多くの燃料を消費する埋立部門が全体の 50.3%、次いで輸送部門が 39.7%を占めており、この 2 つの部門で全体の約 9 割を占めています。

平成 28 年度と比較すると、埋立部門で 4.3%、輸送部門で 13.7%、受入部門で 2.3%減少しました。一方、オフィス業務部門で 1.0%増加しました。オフィス業務部門での増加は、電気使用量の増大が主な要因です。今後も廃棄物処分の安定性を確保しながら、二酸化炭素排出量の削減に向けた取組を進めてまいります。

部門別二酸化炭素排出量（平成 23-29 年度）

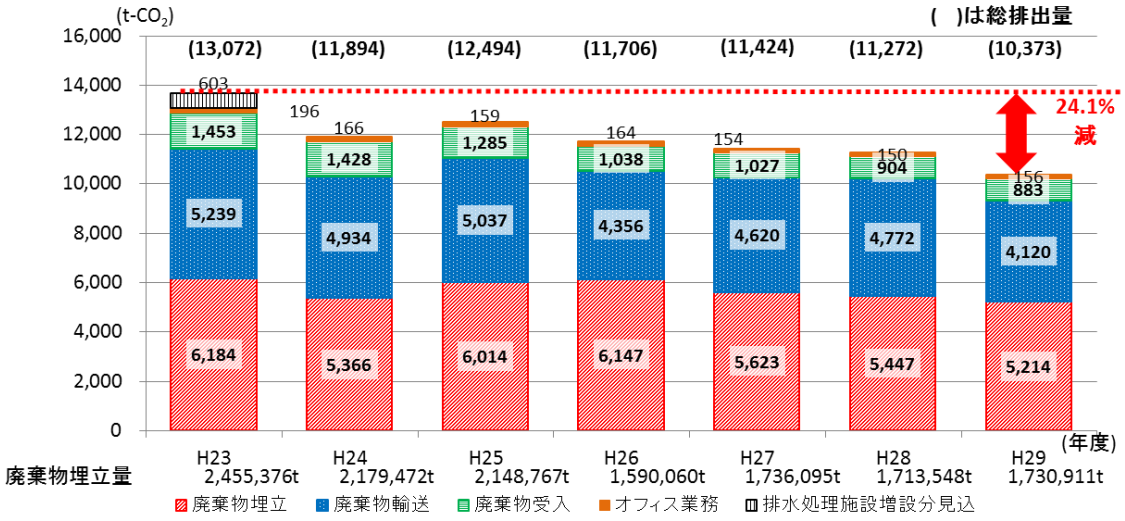

（単位：t-CO2）

部門＼年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	全体に占める割合	H29 の H28 比増減	目標値※
埋立	6,184	5,366	6,014	6,147	5,623	5,447	5,214	50.3%	-4.3%	-
輸送	5,239	4,934	5,037	4,356	4,620	4,772	4,120	39.7%	-13.7%	-
受入	1,453	1,428	1,285	1,038	1,027	904	883	8.5%	-2.3%	-
オフィス業務	196	166	159	164	154	150	156	1.5%	+1.0%	-
合計	13,072	11,894	12,494	11,706	11,424	11,272	10,373	100.0%	-8.0%	12,978

※目標値は、平成 23 年度実績値に尼崎沖及び泉大津沖処分場の排水処理施設増設部分の電気の使用に伴う増加見込量を加えた値（13,675 t -CO_2）から 5%削減した値である。

①EA21 に基づく取組の推進

二酸化炭素排出量の削減に向けて、EA21 に基づき、設備の省エネ化や不要照明の消灯など購入電力量の削減に取り組むとともに、協力事業者にも働きかけを行い、化石燃料使用量の削減に取り組んでいます。

平成 29 年度における購入電力量は 2,805,882kWh（1,263t-CO_2）となり、目標値を 25.4%下回りました。また、化石燃料使用に伴う二酸化炭素排出量は 9,110t-CO_2 となり、目標値を 19.3%下回りました。

今後も設備の省エネ化や埋立計画等を踏まえた目標を設定し、省エネ等に取り組んでいきます。

②高効率の省エネタイプの機器への転換

省エネ対策として、機器類の更新の際に、より消費電力の少ない省エネタイプの製品への転換を図ることとしています。

EA21 における環境目標とそれに対する取組成果（平成 29 年度）

取組項目	部門	環境目標	H29 実績	対目標	評価 1)
購入電力量の削減	本社	68,730kWh	63,992kWh	93.1%	○
	大阪建設事務所	2,116,301kWh	1,528,811kWh	72.2%	○
	兵庫建設事務所	1,575,731kWh	1,213,079kWh	77.0%	○
	全体	**3,760,762kWh**	**2,805,882kWh**	**74.6%**	**○**
化石燃料使用量の削減（二酸化炭素排出量）	大阪建設事務所	6,588 t-CO_2	5,154 t-CO_2	78.2%	○
	兵庫建設事務所	4,698 t- CO_2	3、956t- CO_2	84.2%	○
	全体	**11,286t- CO_2**	**9,110t- CO_2**	**80.7%**	**○**

1) ○：目標達成、△：目標未達成（目標値+10%以内）、×：目標未達成（目標値+10%超過）

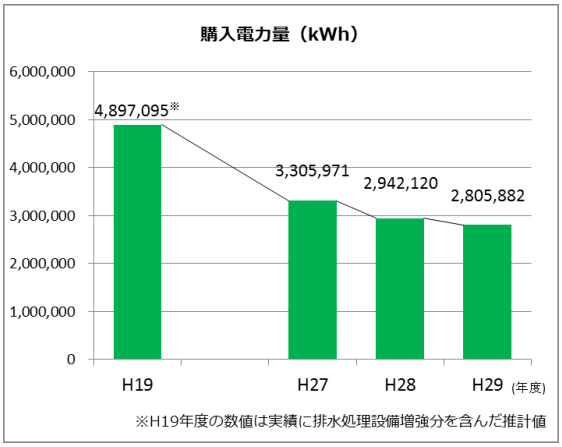

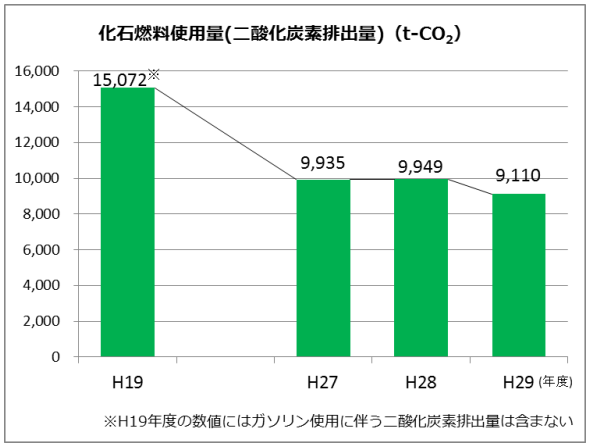

③自家発電から商業電源への転換（姫路基地、播磨基地、神戸基地）

運搬船は、停泊中であっても船内で必要な電力を得るため、エンジンのアイドリングが必要となります。

そこで、播磨・姫路・神戸基地では、停泊中の運搬船が必要とする電力を陸側から接続ケーブルで供給することで、停泊中の運搬船によるエネルギー消費量と二酸化炭素排出量の削減効果が期待できる陸電システムを導入しています。

④自然エネルギーの活用

神戸基地（発電出力 100kW）及び泉大津沖埋立処分場（発電出力 105kW）において太陽光発電施設を導入し、自然エネルギーの活用を図っています。平成 29 年度の発電量は、神戸基地が、106,748kWh[2)]、泉大津沖埋立処分場が、133,856kWh で、合計 240,604kWh でした。

これにより削減できた二酸化炭素排出量は 108,272kg-CO_2 であり、これは杉の木約 7,700 本分の二酸化炭素吸収量に相当します。

陸電システム概念図

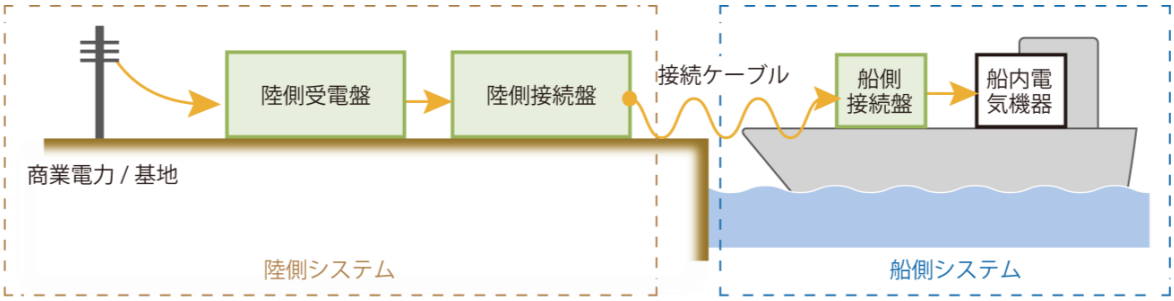

太陽光発電量（平成 21-29 年度）　単位：kWh

年度	想定発電量	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
神戸基地	105,000	108,010	112,364	102,170	104,474	101,171	105,514	102,619	96,079[2)]	**106,748**
泉大津沖埋立処分場	104,000	16,062[1)]	130,069	125,008	124,876	130,331	111,984	123,852	130,019	**133,856**

1）　平成 22 年 2月～3月の発電量
2）計測機器の故障により、平成 28 年度の神戸基地の 12 月～3 月の 4 か月分は使用量等からの推測値

神戸基地

泉大津沖埋立処分場

■ 周辺環境保全の強化

各事業所では、事業活動に伴う環境影響や事故を未然に防ぐため、廃棄物の受入、運搬、埋立処分など、それぞれの業務の特性に応じた環境保全措置と環境監視調査を実施し、可能な限り環境影響を定量的に把握・評価し、継続的な環境改善に取り組んでいます。

①計画的で迅速な環境監視調査の実施

事業所周辺への環境影響を把握するため、搬入される廃棄物運搬車両の交通量や、交通騒音、大気質、悪臭などを測定しています。埋立処分場では、場外へ放流する排水の水質や、埋立処分場周辺の海域の環境調査も実施しています。

また、各埋立処分場の周辺海域では、水質や底質、海生生物のモニタリングなどを実施し、事業活動による海域への影響がないことを確認しています。

環境監視調査の結果は、監視委員会や協議会の場で報告し、適宜指導を受けることによって、継続的な環境改善に取り組んでいます。

排水の水質や埋立処分場周辺の水質については HP で公表しています。
http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/business-summary/maintenance-information

搬入基地沿道における大気質測定

搬入基地沿道における騒音・振動測定

搬入基地における悪臭測定

埋立処分場周辺における水質測定

主な環境監視委員会

監視委員会等の名称	対象事業所・施設	事務局
フェニックス環境監視委員会	尼崎基地、 尼崎沖埋立処分場	兵庫県農政環境部環境管理局
六甲アイランド南建設事業環境調査協議会	神戸沖埋立処分場	神戸市みなと総局
大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会	大阪基地 堺基地 泉大津基地 泉大津沖埋立処分場 大阪沖埋立処分場	大阪府環境農林水産部環境管理室
大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る和歌山基地環境監視委員会	和歌山基地	和歌山県環境生活部環境政策局
姫路基地環境保全連絡協議会	姫路基地	姫路市環境局美化部

②受入基準の遵守の徹底

排出事業者から持ち込まれる廃棄物は、各搬入基地において、目視検査、簡易検査、展開検査、抜取検査などの検査を行っています。

受入検査

① 目視・簡易検査
受付ゲートにおいて、全ての廃棄物について目視により契約廃棄物の照合、性状の検査を行ない、必要に応じてサンプリングし、油膜の有無等をチェックします。

② 展開検査
目視検査、簡易検査で異常を感じた場合や安定型産業廃棄物を対象に、投入ステージの投入口（展開検査用レーン）又は検査ヤードにて廃棄物を展開し、不適切な廃棄物が混入していないかどうか、検査を行います。

③ 抜取検査
廃棄物から規定量をサンプリングし、化学分析を行い、基準値を超える有害な化学物質が混入していないかどうか検査を行います。（一般廃棄物：1 回/2 年実施、管理型産業廃棄物：1 回/年実施、安定型産業廃棄物・陸上残土・浚渫土砂：必要に応じて実施）

④ 中間検査
一般廃棄物焼却施設のばいじん処理物について、四半期ごとに排出事業者自らが実施する化学分析の結果をセンターが確認します。

平成 27 年度からは、一般廃棄物焼却施設のばいじん処理物を対象に四半期ごとの「中間検査」を義務付けるなど全国で最も厳格かつ重層的な検査体制のもと、廃棄物受入を実施しています。

これらの検査で受入基準に適合しない廃棄物と判明した場合、搬入停止等の措置を取るとともに、排出事業者に原因究明と改善措置を求めています。

また、再発防止のため、超過事案に関する原因、対策について研修会などを実施して排出事業者間での共有を図っています。

受け入れた廃棄物については、「廃棄物受入情報管理システム」により、契約者・廃棄物・排出場所・搬入量等の情報を把握し受入管理を行っています。

EA21 では、受入検査マニュアルに基づく抜取検査の確実な実施を目標としており、平成 29 年度はダイオキシン類 111 検体、重金属等 541 検体の抜取検査を行い、目標を達成しました。

今後も受入基準の遵守の徹底に向けた取組を推進します。

廃棄物受入時の検査実績（平成 29 年度）

検査	検査回数	結果	不適合の措置
目視検査	165,471	不適合 123 件	注意書発行 113 件（最大径が基準より大きい等）
展開検査	54,002		通告書発行・持ち帰り指示 10 件（他の廃棄物が混入している等）
抜取検査	652	個別基準*6超過 2 件	文書による改善指示 2 件
		判定基準*7超過 0 件	文書による搬入停止指示 0 件
中間検査	270	判定基準超過 1 件	文書による搬入停止指示 1 件

EA21 に基づく目標とそれに対する取組成果（平成 29 年度）

取組項目	部門	環境目標（抜取検査検体数）	実績（抜取検査検体数）	対目標	評価 1)
廃棄物受入基準遵守の徹底(ダイオキシン類)	大阪建設事務所	55 以上	69	125.5%	○
	兵庫建設事務所	41 以上	42	102.4%	○
	全体	**96 以上**	**111**	**115.6%**	**○**
廃棄物受入基準遵守の徹底(重金属等)	大阪建設事務所	336 以上	367	109.2%	○
	兵庫建設事務所	152 以上	174	114.5%	○
	全体	**488 以上**	**541**	**110.9%**	**○**

1) ○：目標達成、△：目標未達成（目標値+10%以内）、×：目標未達成（目標値+10%超過）

*6 個別基準：廃棄物毎に定められている熱しゃく減量等の受入基準。
*7 判定基準：重金属類の溶出に係る基準等、受入物の有害性について判定する基準。

③受入廃棄物等の飛散防止

各搬入基地では、大型のストックヤード（保管場所）を設け、廃棄物の飛散や粉じん発生による大気汚染を防いでいます。

また、船舶への積込み時には、投入ホッパー下部にエアカーテン（空気を吹き下ろして外気から遮断する装置）及び中間ダクト（集じん設備）を設置するほか、投入ホッパーと船舶荷台との間を拡散防止シートで囲うなど、廃棄物飛散防止対策に万全を期しています。

ストックヤード内では、作業中に発生する粉じんを抑制するため、一部の基地でミスト噴霧装置を設置しています。

その他、搬入基地や埋立処分場において場内散水を行い、運搬車両等による粉じんの巻き上げを防止するとともに、搬入基地敷地出口にタイヤ洗浄槽を設置してタイヤ付着物の場外持ち出しを防止しています。

神戸沖埋立処分場では、従来は、散水に使用する用水は一部を購入し、残りは海水の淡水化により対応していましたが、平成 24 年 10月から、陸域化した区域に遮水シート付きの雨水調整池（20m×50m×2m）を設け、たまった雨水を、粉じん発生抑制のための散水に利用することで省資源と省コスト化を図っています。

EA21 では搬入基地や埋立処分場の敷地境界での粉じん濃度を環境目標として設定しています。平成 29 年度は 8 事業所及び 4 埋立処分場において延べ 17 地点で測定を行い、全地点で環境目標値 1.5mg/m^3 を下回り、目標を達成しました。

EA21 に基づく目標とそれに対する取組成果（平成 29 年度）

取組項目	部門	環境目標	実績	評価 1)
受入廃棄物等の飛散防止	大阪建設事務所	1.5mg/m^{3}以下	0.02～0.03mg/m^3（7 地点）	○
	兵庫建設事務所	1.5mg/m^{3}以下	0.01～0.07mg/m^3（9 地点）	○
	全体	**1.5mg/m^{3}以下**	**0.01~0.07mg/m^3**	**○**

1) ○：目標達成、△：目標未達成（目標値+10%以内）、×：目標未達成（目標値+10%超過）

中間ダクト（集じん設備）

投入ホッパー下に設置した拡散防止シート

ストックヤード内のミスト噴霧装置

埋立処分場における場内散水

敷地出口でのタイヤ洗浄槽

雨水貯水池（神戸沖埋立処分場）

④放流水水質管理

海面埋立処分場では、投入した廃棄物や残土量に応じた余水が発生します。余水や埋立処分場内に降った雨水は廃棄物と接触しているため、排水処理施設で基準値以下に処理した後、場外へ放流しています。大阪湾フェニックスセンターでは、法定基準よりもさらに厳しい基準（管理濃度）を設定し、排水処理に取り組んでいます。

各排水処理施設からの放流水の水質は、いずれも基準値をクリアしていますが（資料編 p 43～46 参照）、海域への負荷を小さくするため、引き続き、施設の適切な維持管理に努めていきます。

EA21 では処分場の放流水水質を管理濃度以下とすることを環境目標としており、平成 29 年度は全処分場で目標を達成しました。

放流水の水質は HP で公表しています。

http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/business-summary/maintenance-information

各埋立処分場の管理濃度

項目	尼崎	泉大津	神戸	大阪	法定基準 1)
COD	60	60	30	40	90
SS	50	50	40	50	60
T-N	法定基準と同じ		30	30	120(60)
T-P	法定基準と同じ		4	4	16(8)

1) （ ）内は日間平均値

なお、埋立廃棄物に由来する化学物質が、排水処理施設からの放流水を介して公共用水域へ排出されることから、４つの埋立処分場の排水処理施設から排出される PRTR 法対象 30 物質について、毎年、その排出量を報告しています（資料編 p 47 参照）。

PRTR 対象化学物質総排出量（平成 29 年度）

埋立処分場	排出量（kg）
尼崎沖	763
泉大津沖	1,856
神戸沖	4,819
大阪沖	24,286
合計	31,724

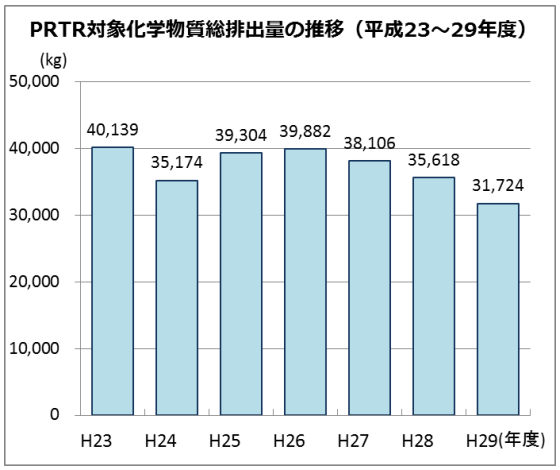

EA21 に基づく目標とそれに対する取組成果（平成 29 年度）

取組項目	部門	環境目標	実績	評価 1)
処分場放流水水質管理	大阪建設事務所	管理濃度以下	全ての項目において管理濃度以下	○
	兵庫建設事務所	管理濃度以下	全ての項目において管理濃度以下	○
	全体	**管理濃度以下**	**全ての項目において管理濃度以下**	**○**

1) ○：目標達成、×：目標未達成

大阪沖埋立処分場

神戸沖埋立処分場

尼崎沖埋立処分場

泉大津沖埋立処分場

埋立処分場排水処理施設

⑤低公害重機、車両への転換

搬入基地へは、事前に受入審査に適合した廃棄物のみが、搬入要領及び受入検査マニュアルに従って搬入され、この中で、排ガス規制の遵守や低公害車の導入について働きかけを行っています。搬入車両には、一目で識別できるようにステッカーを車両の見えやすい位置２箇所に貼付することを義務付けています。

また、搬入車両が特定の基地に集中しないよう、廃棄物運搬車両の分散化を図ることによって、騒音及び大気質等への影響を極力抑える配慮をしています。

⑥最終処分場の排水処理施設の適正管理及び機能強化

処分場の排水処理施設の点検を毎月実施し、HP で公表しています。
http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/business-summary/maintenance-information

埋立処分場内部の水質は、埋立の進捗に伴い変化します。放流水を常に適切な水質に保つよう、内部の水質のモニタリング等を行い、排水処理施設の機能強化等の検討を行っています。

⑦職員の資質向上に向けた研修等の実施

平成 29 年度は、9 月 19 日から同月 29 日までの間に、本社を含む 7 箇所を対象に内部監査を実施したほか、職員等の環境意識の向上を図るため、EA21 に基づく各種研修を実施しました。この研修では、大阪湾フェニックスセンターの役職員だけではなく、委託業者の担当者も参加し、大阪湾フェニックス事業全体での省エネ・省資源の推進に結び付けています。

また、廃棄物の受入検査は、安全で適正な事業実施のための最も重要なチェック機能の一つです。社会問題化する有害物質への対応や、排出者ごとに性状が異なる様々な廃棄物に的確に対応するため、受入検査を担当する職員の内部研修を実施しています。

職員の資質向上に向けた研修等の実施状況

（平成 29 年度）

	研修制度	対象	頻度	受講者数
EA21 関係	新任職員研修	新任職員	1 回/年	25 人
	内部監査員研修	内部監査員	1 回/年	6 人
	職員研修	職員及び委託業者	1 回/年	職員 136 人 委託業者 117 人

自然との共生をめざした大阪湾フェニックス事業の推進

海域環境の修復・再生

海面埋立事業によって損なわれた海域環境を可能な限り修復・再生する活動に取り組んでいます。また、新たに生み出された大地が、人と自然が共生する都市環境にふさわしい機能空間となるよう、新たな環境創造への取組を進めています。

■ 海域環境の修復・再生

神戸沖及び大阪沖埋立処分場の護岸の一部に緩傾斜護岸又は傾斜護岸を採用することで藻場を形成し、多様な生物が生息する良好な水空間となっています。また、泉大津沖、尼崎沖埋立処分場でも環境配慮型護岸（エコ護岸）の設置など、海域環境の修復・再生に取り組んでいます。

①埋立処分場護岸における藻場の創出

海域環境の修復・再生に取り組むため、神戸沖及び大阪沖埋立処分場の護岸の一部に、緩傾斜護岸を採用しています。

緩傾斜護岸とは、直立護岸や消波ブロックを用いた傾斜護岸（1：4/3 の傾斜）より緩やかな 1：2～2.5 の勾配の護岸であり、他の護岸と比べ、護岸前面に藻場や魚類の生息空間となる浅場を形成するため、生物の多様化が期待できます。神戸沖埋立処分場は東側護岸の約 1,600m、大阪沖埋立処分場は北西側護岸の約 1,300m が緩傾斜護岸となっています。

●処分場周辺の生き物　～海生生物調査～

平成 28 年度は、神戸沖・大阪沖・泉大津沖埋立処分場で海生生物調査を行い、藻場としては、大阪沖埋立処分場周辺で一年生のワカメ、シダモク、タマハハキモクが広範囲に確認され、前回調査（平成 26 年度）と比較して分布域の増加傾向が確認されました。また、魚類としては、カサゴ、スズメダイ、メバル、メジナ、キュウセン等 19 種の魚類が確認され、前回調査と比較して、泉大津沖埋立処分場の魚種が増加しました。

これら確認された魚類のほとんどは、確認された護岸周辺で定住している種であり、緩傾斜護岸等により創出された藻場やブロックがこれら魚類の良好な生息環境となっていると考えられます。

本調査は、2 年に 1 回の頻度で行っており、次回は平成 30 年度に実施します。

ヨレモクモドキ（神戸沖）

タマハハキモク（大阪沖）

緩傾斜護岸（東側）　傾斜護岸（南側）

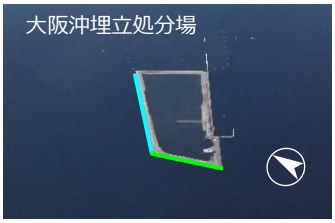

緩傾斜護岸（北西側）　傾斜護岸（南西側）

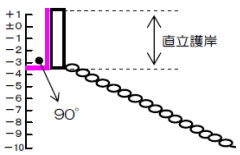

直立護岸

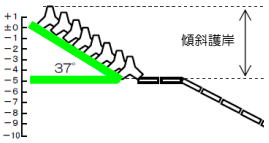

傾斜護岸

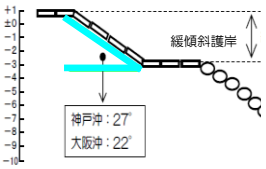

緩傾斜護岸

②直立護岸の環境改善の取組

●エコ護岸への改修（泉大津沖）

泉大津沖埋立処分場では、一部の護岸が直立護岸であるため藻場が形成されにくく、海生生物の生息密度も低い状況にありました。

そこで、周辺自治体とも協力し、直立護岸を環境配慮型護岸（エコ護岸）に改修して多様な生物が生息できる環境を創造しています。

泉大津沖で採用したエコ護岸は、海水面付近の上段にカニ等が生息しやすい石積みを、その下段に中空ブロックを配する多段構造とし、既存護岸の前面に設置して、生態系の回復を図るもので、直立護岸と比較して、貝類等の付着動物の出現種の豊富さや群集構造の安定性、顕著な漁礁機能を確認しています。

現在、エコ護岸の延長距離は試験施工分も含め 80m となっています。

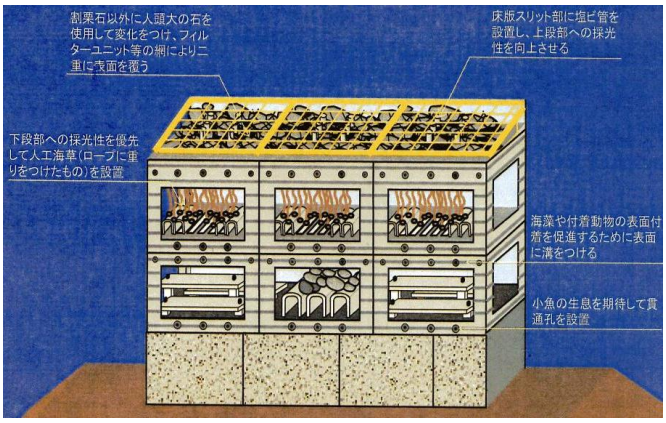

エコ護岸の模式図（幅 10m、奥行き 3m、高さ 7m）

●尼崎沖処分場周辺海域におけるワカメを用いた水質改善の取組

平成 22 年度から継続して、徳島大学の上月康則教授の研究室が中心となり、尼崎沖埋立処分場の直立護岸における水質浄化を目的に、地元の中高生らがワカメを育て、これを尼崎沖埋立処分場内で堆肥化し、菜の花等を栽培する試験植栽等の事業を行っています。このように海域環境の保全と創造を目的に研究者や地元との連携を図っています。

ワカメを用いた水質改善の取組（尼崎沖）

自然との共生をめざした大阪湾フェニックス事業の推進

海域環境の修復・再生

■ 埋立地における自然環境の創造

大阪湾フェニックス事業により新たに造成された土地が自然環境と調和し、人と自然との共生の場となるよう、自然環境創造の取組を進めています。

①埋立地における野鳥の生息状況の把握と工事影響の軽減対策

●貴重鳥類の営巣確認、保護区域の設定

埋立処分場では、埋立が進むにつれ陸地化したエリアや水溜り、浅瀬などが混在する状況になります。このような環境を好んで営巣する野鳥も見られることから、貴重な種の営巣が確認された場合には、営巣場所を工事実施区域外に誘導するなど工事影響の低減に努めています。

●野鳥の定点観測への協力

尼崎沖、泉大津沖埋立処分場では、オナガガモやウミアイサなど、カモ科の冬鳥の飛来も観察されています。大阪湾圏域の臨海部では、様々な団体が野鳥の定点観測を実施しており、大阪湾フェニックスセンターは、これらの観測調査に積極的に協力しています。

②埋立地の緑化と植生状況の把握

受け入れた陸上残土の土壌改良方法や樹種の適応性を検討するため、埋立処分場内に試験区画を設けて試験植栽を行っています。

これまで、クロマツ、ウバメガシ、トベラ、マサキ、クロガネモチ、オオシマザクラ等を選定し、経過観察を行っています。

尼崎沖及び泉大津沖埋立処分場の一部は、竣功後、港湾緑地など緑化整備されるため、これらの試験データは、緑地整備における基礎資料になります。

ハマシギ

ツクシガモ

トピックス１

●フェニックス３期事業の環境アセス手続について

大阪湾フェニックスセンターでは、１期事業として尼崎沖・泉大津沖、２期事業として神戸沖・大阪沖埋立処分場を整備しましたが、現在の２期基本計画以降の新たな埋立処分場の確保が大きな課題となっています。今後、南海トラフ巨大地震等の発生も予想されており、巨大災害への備えとするためにも、引き続き大阪湾フェニックス事業による広域処分場の確保が必要です。

このため、神戸港について、新たな処分場の具体化に向けて必要な検討を先行して進めています。現行の２期神戸沖埋立処分場の西隣に新たな処分場を建設した場合の周辺環境への影響を評価するため、平成 29 年２月末に環境影響評価（環境アセス）手続を開始しました。平成 29 年５月に「配慮書」の手続を終え、調査・予測・評価の方法及び計画を示した「方法書」を平成 29 年９月に提出しました。現在、本書へのご意見を踏まえて「準備書」を作成中です。

大阪湾フェニックスセンターでは、これまでの事業の経験をかしながら、周辺環境の保全に十分配慮して、必要な処分容量の確保に努めてまいります。

環境コミュニケーションの推進による地域社会との連携

双方向コミュニケーションの強化

大阪湾フェニックス事業に関する情報発信と地域社会とのコミュニケーションを積極的に実施し、信頼の確保につなげていきます。また、本事業を近畿圏の人々の生活に密着した事業とするため、様々な主体による実践的な活動と連携を進めながら、循環型社会の形成に向けた啓発事業や、研究にも取り組んでいます。

■ 双方向コミュニケーションの強化

事業出資者への説明会をはじめ、地域ごとの環境監視委員会等を通して、事業の進捗状況や環境保全対策等を報告し、透明性のある事業の推進に取り組んでいます。

また、ホームページや広報誌「i Land Fill」の刊行、広報用 DVD の作成など、各種情報発信の多様化にも努めています。

①廃棄物処理事業に係る情報の公開

関係者と情報を共有する仕組みとして、大阪湾フェニックス事業に関する的確な環境情報をインターネットや広報誌等に掲載するなど、情報提供の機会を多様化したり、様々なイベント等の機会を活用した双方向コミュニケーションに努めています。

●ホームページの活用

廃棄物の受入基準の変更や、廃棄物搬入車両の通行ルートの変更情報など、廃棄物の受入に関する情報を、インターネットで周知しています。また、各埋立処分場の放流水水質調査結果や周辺海域の水質調査結果などの環境情報、各種お知らせ、調達情報についても、随時更新しています。

平成 28 年度にはホームページをリニューアルし、より分かりやすい情報発信に心がけています。

http://www.osakawan-center.or.jp

●広報誌「i Land Fill」の発行

事業計画や環境への取組等、様々なトピックを盛り込んだ広報誌を発行しています。平成 27 年度からは、よりタイムリーな話題を提供できるよう発行形態を変更し、不定期刊行としました。

バックナンバーは、本社、大阪建設事務所及び兵庫建設事務所の各窓口にて配布しているほか、ホームページでも閲覧できます。

●広報 DVD の活用

家庭や事業者から排出された廃棄物がどのようなルートを通って、最終的にどこへ行くのか、「ごみのゆくえ」を分かりやすく解説した広報用 DVD（日本語版・英語版・中国語版）を平成 21 年度に作成し、活用しています。

http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/movie

環境コミュニケーションの推進による地域社会との連携

双方向コミュニケーションの強化

②環境管理計画に基づく取組の公表

環境に関する取組を取りまとめた「環境報告書 2017」を作成し、ホームページに掲載しています。

http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/initiatives-on-the-environment/environmental-management
http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/initiatives-on-the-environment/eco-action-21

③各種独自調査結果のホームページでの公表

海生生物調査など、法律に基づかない自主調査結果についても、随時ホームページで公表しています。

http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/initiatives-on-the-environment/marine-biological-research

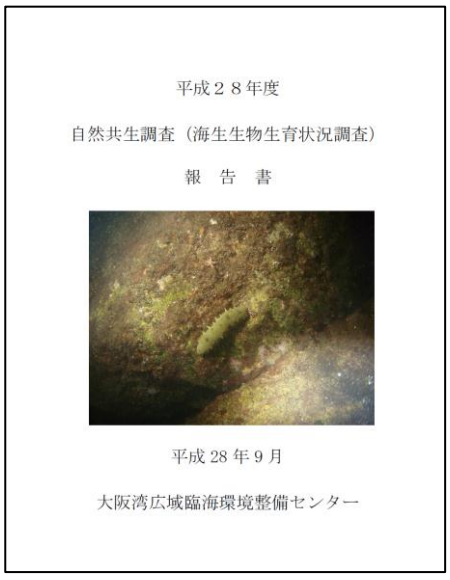
平成２８年度

自然共生調査（海生生物生育状況調査）

報　告　書

平成 28 年 9 月

大阪湾広域臨海環境整備センター

④災害時、事故時における迅速な対応

「大阪湾広域臨海環境整備センター災害・事故対策実施要領」を定め、災害等による被害が発生したとき又は被害の発生が想定されるときに、組織を挙げてこれに対応し、適正な対策を円滑に実施することとしています。

内容については、適宜訓練を行い、必要に応じて変更を行っています。

また、各埋立処分場において、排水処理の水質異常等環境上の緊急事態を想定した訓練を実施しているほか、搬入基地では、地震や津波対応の訓練を実施するなど、災害時、事故時に迅速に対応できるよう万全を期しています。

緊急事態を想定した訓練の様子

■ 環境啓発の推進と環境技術の普及

大阪湾フェニックスセンターは、環境啓発イベントに積極的に参画し、3R の普及啓発に取り組んでいるほか、フェニックス講座の開催や、埋立処分場の視察、見学の受入など、廃棄物処理事業に関する技術の普及や環境に関する情報提供にも積極的に取り組んでいます。

平成 29 年度は、これらの様々な活動を通じ、多くの方々との交流を深め、循環型社会の形成に向けた普及啓発に努めました。

①３Ｒ推進のための啓発イベント参加

大阪湾フェニックスセンターは、社会全体が廃棄物の発生を少なくし、最終処分場が長く使用できるよう、３Ｒの推進などの啓発を行うことを目的に、環境啓発イベントに積極的に参画しています。

これまで、府県や市が開催する環境イベントに積極的に参加し、パネル展示やスライドショーを通して、広く大阪湾フェニックス事業の紹介を行ってきました。

平成 29 年度は、８つのイベント（計 14 日）に参加し、イベントブース来場者数は 2,439 名でした。

環境啓発イベント等への出展実績（平成 29 年度）

	イベント名	開催日時	開催場所	主催者
1	環境フェスティバル 2017	6/4(日)	奈良市環境清美ｾﾝﾀｰ	奈良市他
2	おおつエコフェスタ 2017	7/30(日)	ピアザ淡海	大津市他
3	泉大津フェニックスコンサート「RUSHBALL」2017	8/26(土)～27(日)	泉大津沖埋立処分場跡地	にぎわいづくり委員会（大阪府港湾局・泉大津市・大阪湾ｾﾝﾀｰ他）
	「OTODAMA」	9/2(土) ～3(日)		
	「HAZIKETEMAZARE」	9/10(日)		
4	グリーンフェスタこうべ 2017	10/7(土)	神戸総合運動公園	(財) 神戸市公園緑化協会
5	ECO フェスティバル「ガレージセール・イン・OSAKA TOWN 」	10/14(土)	大阪城公園	大阪市環境局
6	いたみ環境＆リサイクルフェア	10/28(土)	伊丹市立労働福祉会館	エコロジーマーケット実行委員会（伊丹市他）
7	ふれあいの祭典 西播磨ふれあいフェスティバル	10/28(土)～29(日)	播磨科学公園	ひょうごエコフェスティバル実行委員会
8	京都環境フェスティバル	12/9(土)～10(日)	京都パルスプラザ	京都府他

トピックス２

●京都環境フェスティバル 2017

平成 29 年 12 月に開催された「京都環境フェスティバル 2017」に出展いたしました。

今回は、海外からのお客様も当センターブースのスライドショーにご参加くださり、通訳の方を介し、「フェニックス事業の紹介」や「当センターの環境への取り組み」、「３Ｒの推進」等をご紹介することができました。

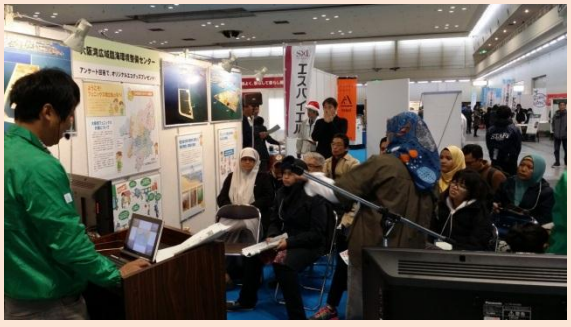

環境コミュニケーションの推進による地域社会との連携

環境啓発の推進と環境技術の普及

②学会等を通じた環境保全・創造の取組成果の積極的な公表

全国都市清掃研究・事例発表会での取組成果の発表など、学会等を通じて積極的に公表を行っています。

③処分場見学による普及啓発

各埋立処分場や搬入基地において、視察・見学の受入を行っています。

平成 29 年度の視察・見学実績（企業、団体等）は、埋立処分場は 135 件、1,863 名、搬入基地は 43 件、421 名でした。

埋立処分場の視察・見学実績（平成 29 年度）

処分場名	件数	人数
尼崎沖埋立処分場	2	40 名
泉大津沖埋立処分場	19	220 名
神戸沖埋立処分場	48	668 名
大阪沖埋立処分場	66	935 名
合計	135	1,863 名

搬入基地の視察・見学実績（平成 29 年度）

搬入基地名	件数	人数
大阪基地	4	61
堺基地	16	98
和歌山基地	2	32
神戸基地	17	205
姫路基地	3	23
播磨基地	–	–
尼崎基地	1	2
津名基地	–	–
合計	43	421

埋立処分場の見学の様子

■ 新たな連携・協力の推進

大阪湾フェニックスセンターは、NPO や住民等様々な主体が取り組んでいる実践的な活動と連携し、それぞれの立場における自発的な環境配慮活動の活性化と相互理解を図っています。また、専門家らと協力し、海面埋立事業と海洋環境保全・創造に関する研究にも取り組んでいます。

①地域での 3R の推進等の活動への支援

地域の環境保全と 3 R への取組を一層推進していくには、多様な取組を進めている市民活動団体との連携が大切であることから、市民活動への助成事業を平成 18 年度から開始し、これまでに延べ 100 団体以上の活動に助成を行ってきました。

平成 29 年度は、17 団体の活動への助成を行いました。その活動の中には、3R の推進や海域環境の再生など様々な分野での活動が含まれています。（実績の詳細は資料編 p50 参照）

②大学等の研究の支援及び大学と連携した海域環境の保全・創造の研究の推進

「廃棄物の適正処理・水処理に係る調査研究助成事業」（平成 29 年度に「廃棄物・海域水環境保全に係る調査研究助成制度」から名称変更）を平成 19 年度から実施しており、平成 29 年度は、9 件に対して助成を行いました。また、「大阪湾圏域の海域環境再生・創造に関する研究助成事業」を平成 20 年度から実施しており、平成 29 年度は、10 件に対して助成を行いました。

これらの事業は、大学・研究機関等における若手研究者の調査研究に助成を行い、その成果を通じて、大阪湾圏域における循環型社会の形成や海域環境の再生・創造等に寄与することを目的として実施しています。毎年、それぞれの事業で成果発表会を開催し、活発な意見交換が交わされています。（実績の詳細は資料編 p50 ～参照）

研究成果発表会の様子

地域活動団体、研究への助成事業

助成事業名	環境保全市民活動等助成事業	廃棄物の適正処理・水処理に係る調査研究助成事業	大阪湾圏域の海域環境再生・創造に関する研究助成事業
対象テーマ	①循環型社会の形成推進、3R の推進に関する活動（清掃奉仕活動を除く） ②水域環境保全（水質保全、水域生物環境の保全等）に関する活動 ③①②のテーマに関する調査研究、環境教育、啓発活動	①廃棄物処理・3R に関する調査研究 ②最終処分場の埋立・廃止・跡地利用等に関する調査研究 ③廃棄物に係る水処理に関する調査研究	大阪湾圏域の海域環境の再生・創造に寄与する研究
対象者	市民団体（NPO 法人等）	大学、地方公共団体の研究機関、非営利的法人に所属する中堅・若手（50 歳以下）研究者等	同左
助成額	活動経費の 1/2、20 万円を上限	1 件当たり 200 万円を限度	同左
H28 年度助成件数	17 団体	9 件	10 件
審査	内部審査会	学識者による審査委員会	同左
助成期間	1 年間	1 年間	1 年間
成果の公表	実績報告書提出	研究成果発表会	研究成果発表会

環境コミュニケーションの推進による地域社会との連携

新たな連携・協力の推進

③地域社会と連携した体験的環境学習のフィールドの提供（詳細は p25 参照）

④関係事業者との連携による処分場の維持管理技術の向上

「廃棄物海面埋立管理技術会議」に参加し、海面埋立処分場の維持管理技術上の課題等について情報交換と検討を行うとともに、廃棄物処理公社協議会を通じた意見交換を行い、関係事業者との連携により、維持管理技術の向上を図っています。

⑤国際交流の推進

大阪湾フェニックスセンターでは、国際交流として、毎年、JICA 研修への協力等を行っています。平成 29 年度は、17 か国 45 名の研修員を受け入れました。

研修では、搬入基地や埋立処分場の見学を通して、世界でも珍しい海面埋立処分場の廃棄物埋立技術や、安全管理、周辺海域の環境保全技術などについて技術交流等を行いました。

トピックス３

●「JICA 課題別研修」への協力

平成 29 年度も、年間を通じ JICA 課題別研修員の受け入れを行いました。９月の「廃棄物管理能力向上コース」では、アンゴラ、ブラジル、モザンピークから来日された１０名の研修員の方々が、座学と処分場見学を通じ、世界でも珍しい海面埋立処分場の廃棄物埋立技術や、安全管理、周辺海域の環境保全技術などについて、熱心に学ばれました。

研修を終えた皆様からは、廃棄物最終処分の具体的事例や手法について深く考察する機会が得られたとのご感想をいただきました。

■環境関連法規制等の遵守状況

■エコアクション 21 に係る環境目標

■エコアクション 21 に係る活動項目

■エコアクション 21 に係る代表者による全体評価と見直しの結果

■各事業所の環境負荷関連データ

■廃棄物埋立処分量実績

■排水処理施設放流水水質

■PRTR に係る排出物質　経年変化一覧表

■地域活動団体、研究への助成事業実績

■廃棄物受入基準

資料編

■ 環境関連法規制等の遵守状況

環境関連法規制については、環境経営システムのなかで、「法規制登録・遵守評価表」を作成してチェックを行い、違反があった場合は是正することにしています。また、当センターに適用される主要な環境関連法規制等は下表のとおりです。

環境法規制等の遵守状況に関する定期評価の結果、環境法規制等の違反はありませんでした。

過去３年間、関係機関等から環境関連法規制についての指導、指摘等はありませんでした。また、訴訟等もありませんでした。

適用される法規制等	適用を受ける内容	遵守状況※
広域臨海環境整備センター法	団体設立の認可、フェニックス基本計画の認可、埋立物の受入基準の設定及び遵守など	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理施設の設置、構造、維持管理等に係る基準、廃棄物の処理に関する基準、周辺海域の水質等の監視調査の実施や処理水の放流基準の遵守など	○
ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物に含まれるダイオキシン類による環境汚染の防止、適正な施設管理など	○
土壌汚染対策法	汚染土壌の処理基準の遵守	○
環境影響評価法	廃棄物最終処分場の設置並びに公有水面の埋立に係る環境影響の把握及び適切な措置	○
水質汚濁防止法	事故等発生時の適切な措置及び措置の概要についての都道府県知事への報告	○
電気事業法	自家用電気工作物（発電機）のばい煙に係る規制基準の遵守	○
大気汚染防止法	ばい煙発生施設におけるばい煙の排出状況の把握及び排出を抑制するための措置の実施	○
騒音規制法	騒音に係る規制基準の遵守	○
振動規制法	振動に係る規制基準の遵守	○
悪臭防止法	悪臭に係る規制基準の遵守	○
浄化槽法	浄化槽の適切な維持管理及び法定検査の受検	○
フロン排出抑制法	フロン使用設備の点検・管理と設備廃棄時の適切な処理	○
自動車リサイクル法	使用済自動車の引渡し業者への引渡し	○
家電リサイクル法	家電製品のリサイクル及びリユースを確実に行う業者への引き渡し	○
消防法	危険物貯蔵所の位置、構造及び設備の適正な維持管理	○
海洋汚染防止法	廃棄物運搬船からの油及び廃棄物の排出禁止、海洋施設からの廃棄物の排出禁止	○
港則法	港湾、航路上における航行ルールの遵守、バラスト、廃油、ごみ等の廃棄の禁止など	○
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	グリーン購入、グリーン調達の推進	○
資源の有効な利用の促進に関する法律	事業に係る製品の長期的な使用及び副産物等の有効活用の促進	○
建設リサイクル法	建設工事により発生する建設資材廃棄物の再資源化等の促進	○
化学物質排出把握管理促進法	指定化学物質の排出量の把握及び報告	○
計量法	計量器の定期検査の受検	○
オフロード法	特定特殊自動車の使用	○

※遵守状況　○：適合または違反なし　×：不適合または違反あり

■ エコアクション 21 に係る環境目標

項目		環境目標			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 購入電力量の削減	目標値※1 以下(kWh)	3,829,347	3,829,347	3,789,169	3,760,762
(2) 化石燃料使用量(二酸化炭素排出量)の削減	目標値※2 以下(t-CO_2)	10,771	10,771	11,286	11,286
(3) 一般廃棄物排出量(再生できないごみ)の削減	目標値以下(kg)	3,655	3,640	3,625	3,610
(4) 紙の使用量の削減	目標値※3 以下(枚)	662,418	662,418	630,368	630,368
(5) 水使用量の削減	目標値※4 以上(取組項目数)	2 個	2 個	2 個	2 個
(6) グリーン購入の推進	目標値※5 以上(%)	93	99	99	99
(7) 廃棄物受入基準遵守の徹底	確実な抜取検査の実施※6	抜取検査回数 (検査回数/契約者数) 100%以上	受入検査ﾏﾆｭｱﾙに基づき抜取検査を確実に実施 （上段：ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類，下段：重金属等）		
			110 検体 638 検体	100 検体 488 検体	96 検体 488 検体
(8) 受入廃棄物の飛散防止	目標値以下(敷地境界における浮遊粉じん濃度)	1.5mg/m^3	1.5mg/m^3	1.5mg/m^3	1.5mg/m^3
(9) 最終処分場放流水水質	目標値以下	管理濃度以下	管理濃度以下	管理濃度以下	管理濃度以下

※1　設備の省エネ化を踏まえ、平成 28 年度目標の設定にあたって目標値を変更しました。
※2　埋立計画等を踏まえ、平成 28 年度目標の設定にあたって目標値を変更しました。
※3　組織編成の変更を踏まえ、平成 28 年度目標の設定にあたって目標値を変更しました。
※4　本社は集合ビルのため個別の水使用量が不明なため、また、各事務所においては散水車などによる場内散水を行っていますが、天候により使用量が大きく変動するため、水使用量削減の具体的な数値目標を設定していません。
※5　平成 26 年度実績が 100%であったことを受け、平成 27 年度目標の設定にあたって目標値を変更しました。
※6　平成 26 年度に発覚した受入基準超過廃棄物の不正搬入事案を受け、平成 27 年度目標の設定にあたって目標を変更しました。なお、表中の検体数は見込数です。

資料編

■エコアクション 21 に係る活動項目

取組項目	主な活動項目（行動指針）
一般廃棄物 （再生できないごみ） 排出量の削減	① ごみ箱を減らす。 ② 使い捨て容器の使用を控える。 ③ 庁内会議及び自治体を招集した会議等では、原則、封筒を配らない。 ④ パンフレット等の印刷物の作成は、必要最低部数とする。 ⑤ 物品等は、必要最低量を計画的に購入する。 ⑥ 包装は簡素なものを選び、物品購入の際不要な包装等は納入業者に引取らせる。 ⑦ ファイル類は再使用に努める。 ⑧ ポスター、カレンダー等の裏面によるメモ用紙等への活用に努める。 ⑨ 詰め替え可能な洗剤・文具等使い切りでないものを購入する。 ⑩ トナーカートリッジの回収・再利用を促進する。 ⑪ 物品・備品は耐用年数を考慮し、修繕等を加えながら長く大切に使用する。 ⑫ アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶及びペットボトルは分別する。 ⑬ 再生できる紙類はごみにせず、「コピー紙」、「一般紙」、「新聞紙」、「雑誌・本類」、「段ボール」、「シュレッダー」に分別回収する。
紙の使用量 （コピー枚数）の削減	① プロジェクター等を活用し、会議資料の削減に努める。 ② 会議資料等については、要点をおさえて簡素化を図り、配布枚数の削減に努める。 ③ 電子メールの利用により紙文書の省略に努める。また、電子掲示板の活用等を図りペーパーレス化に努める。 ④ 定例的・軽易な起案については、余白処理を徹底する。 ⑤ 個人の資料保管を極力減らし、電子情報化や回覧板等による共有化に努める。 ⑥ コピー・プリンターの縮小印刷機能（１枚の用紙に２頁分の文書を印刷する機能など）を活用する。 ⑦ ＦＡＸの送信状は極力省略し、また成案前の文書印刷も極力控え、必要な場合は片面使用済み用紙を使用する。 ⑧ 片面使用済み用紙は、コピー機に専用トレイを設け未使用面の利用を促進する。 ⑨ 資料については、原則として、両面コピー・両面印刷を行う。 ⑩ コピー機の初期設定を両面コピーにする。 ⑪ コピーの際には、用紙サイズ等を確認し、ミスコピーを防ぐ。
化石燃料使用量（二酸化炭素排出量）の削減	① 社用車は、省エネ運転を行う。また、給湯機器は、効率的に使用する。 ② 事業所や埋立処分場で消費する軽油や重油については、協力事業者にその削減について、要請する。
水の使用量の削減	①　トイレの使用時には、２度流しをしない。 ②　流し使用時には、食器洗いや物を冷やす際に水の流しっぱなしをしない。 ③　タイヤ洗い等の工程排水を循環再利用する。
グリーン購入	① ＯＡ機器や電気製品の更新・購入の際は、利用場所や利用形態に応じた適切な能力のものを選択するとともに、国際エネルギースターロゴ表示機種又は省エネ基準達成製品（緑色の省エネ性マーク表示機種）を選択する。 ② 電気冷蔵庫や空調機器の更新・購入の際は、可能な限り非フロン系冷媒・断熱材等を使用した機器を選択する。 ③ 事務用品の購入は、エコマーク表示のある環境配慮型製品を選択する。
二酸化炭素排出量の削減 （購入電力）	(1)　照明における電気使用量削減 ① 昼休み時間は消灯する。 ② 会議室、更衣室、トイレ、給湯室などの照明は、使用していない時は消灯する。 ③ 業務を効率化し残業時間の削減に努め、やむを得ず残業する際は必要な場所のみ点灯する。 ④ 執務室、通路部分、窓側は必要な照度が確保されることを条件に、可能な部分を間引き消灯する。 (2)　電化製品（特にパソコン、コピー機等のＯＡ機器）における電気使用量削減 ⑤ パソコンは離席時等短時間使用しない時に省エネモードとなるよう設定する。 ⑥ コピー機は省エネモードに設定し、昼休み時間には主電源を切る。（但し、FAX・コピー複合機は常時電源ON） ⑦ エコタップ等を使用して待機電力を削減する。 ⑧ 常時電源を入れて使用するプリンターは必要最小限とする。 (3)　その他 ⑨ 冷暖房時は、適切な温度（本社／建設事務所：冷房時 28℃以上、暖房時 20℃以下、事業所：冷房時 26℃以上、暖房時 22℃以下）に設定する。 ⑩ エコスタイルキャンペーン時には、ノーネクタイ、ノー上着など軽装に努める。 ⑪ 夏季はブラインドを利用して日射を防止し、冷房効率の向上を図る。 ⑫ 冬季はウォームビズ等１枚重ね着などを進める。 (4)　集じん機の適正管理 ⑬ 適切な時期にフィルター交換を行い、フィルター部の目詰まりを防止する。
受入基準遵守の徹底	① 計画的に廃棄物の抜き打ちサンプリングを実施する。 ② 受付ゲートの検査時は、目視により、契約廃棄物の照合・性状の検査などを確実に行う。 ③ 「廃棄物受入情報管理システム」により、契約者・廃棄物・排出場所・搬入量等の情報を把握し、適正な受入管理を行う。
受入廃棄物等の飛散防止	① 事業所・埋立処分場内の散水により、廃棄物の発じんを防止する。 ② 廃棄物の発じんが予想される場合はシートがけを行う。 ③ 事業所／処分場周辺の粉じん濃度を把握するため、計画的に浮遊粉じん濃度測定を行う。
最終処分場放流水水質	① 放流水水質の定期的な測定を実施する。 ② 放流水水質の常時監視を実施する。

■エコアクション 21 に係る代表者による全体評価と見直しの結果

平成 29 年度における当センターのエコアクション 21 全体の取組状況について、代表者による全体の評価と見直しを行った結果は、次のとおりです。

■報告内容	
環境方針・目標の達成状況	平成 29 年度は、いずれの項目も環境目標を達成しました。現状を踏まえて、平成 30 年度は、新たに設定した中長期目標の達成に向けて取り組むこととします。【環境方針・目標の変更の必要性：無】
環境活動計画の実施及び運用結果	環境活動計画に記載されている取組項目は、「エコアクション 21 必携手帳」の個人配付、職員研修などにより職員に周知し、取組を継続しています。 また、内部監査や職員研修の実施により、職員の意識レベルの向上、自主管理体制の強化を図りました。環境活動計画に記載されている取組項目の周知徹底に努めるとともに、定期的な取組状況の報告等適切な進行管理を行い、引き続き、職員全員が一丸となった取組を進めることとします。【環境活動計画の変更の必要性：無】
環境関連法規制等の遵守状況	法令遵守状況のチェックの結果、環境関連法令への違反はありませんでした。また、関係当局よりの違反等の指摘及び訴訟はありませんでした。今後も法令遵守を徹底するとともに、法令改正や新たなエコアクション 21 産業廃棄物処理業者向けガイドライン等の動向の把握に努めます。【環境関連法規制等の遵守状況のチェック等に関する変更の必要性：無】
外部からの環境に関する苦情、要望等	外部からの苦情や要望等はありませんでした。引き続き、法令遵守の徹底を図るとともに、周辺環境の保全に万全を期することとします。 【苦情、要望の処置等に関する変更の必要性：無】
前回指示事項へのフォローアップ	大阪基地の集じん機のインバータ化及び播磨基地の受変電設備の高効率化の実施に伴う電気使用量について、目標の見直しを行いました。また、四半期毎の目標達成状況について、センター内会議での報告や研修を実施したほか、課題についても適宜職員への周知を行った。その結果、平成 29 年度は、センター全体で、いずれの項目も年間目標を達成しました。 なお、同年度は環境管理計画アクションプラン Step2 の取組期間（平成 25～29 年度）の最終年度に当たるため、新たな取組期間（平成 30～34 年度）における取組内容をアクションプラン Step3 として策定した。平成 30 年度からはこの Step3 の取組を着実に進めていくこととします。

■代表者指示事項	
今回指示事項	今後も内部監査結果等を踏まえ、環境経営の意識向上と継続的なシステムの改善を図り、職員全員が省エネ等の環境活動に取り組んでいくこと。【環境経営システムの変更の必要性：無】

資料編

■ 各事業所の環境負荷関連データ

□資源・エネルギーなどの消費及び排出状況

■本社

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh	101,853	78,247	68,730	81,968	68,330	60,218	63,992
	ガス	㎥							
	ガソリン	L							
	軽油	L							
	OA用紙	枚	475,060	456,139	407,915	465,131	394,302	394,786	361,341
	上水	㎥		–					
排出	廃棄物(非再資源化物)	kg		573	601	604	559	348	221
	二酸化炭素	t-CO_2	46	35	31	37	31	27	29

■大阪建設事務所

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh	27,858	28,413	29,857	32,578	27,077	25,389	27,324
	ガス	㎥							
	ガソリン	L						1,048	1,056
	軽油	L							
	OA用紙	枚	54,746	56,425	64,987	57,153	56,534	57,373	48,503
	上水	㎥	227	270	271	373	201	242	253
排出	廃棄物(非再資源化物)	kg		263	308	301	310	221	198
	二酸化炭素	t-CO_2	13	13	13	15	12	14	15

■兵庫建設事務所（神戸事業所を含む）

	項目	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh	268,398	228,327	213,794	212,364	205,112	204,314	204,597
	ガス	㎥							
	ガソリン	L				20	807	606	675
	軽油	L	6,468	5,873	7,027	6,541	6,627	5,932	7,154
	OA用紙	枚	87,521	83,117	62,996	61,865	58,853	58,959	62,407
	上水	㎥	2,077	2,735	1,885	1,295	1,248	1,398	1,181
排出	廃棄物(非再資源化物)	kg		313	280	304	283	249	146
	二酸化炭素	t-CO_2	138	118	114	112	111	109	112

■大阪事務所（大阪基地）

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh	583,088	599,649	503,819	470,838	482,516	460,052	361,910
	ガス	㎥	2,414	2,189	1,467	1,311	1,309	1,362	1,413
	ガソリン	L							
	軽油	L	21,300	15,835	18,014	17,021	20,508	15,937	15,004
	OA用紙	枚	18,458	21,238	22,215	17,070	11,143	10,918	10,067
	上水	㎥	5,935	4,493	4,075	4,492	5,209	5,503	2,463
	工業用水	㎥			4,180	3,657	3,272	3,518	3,198
排出	廃棄物(非再資源化物)	kg			294	286	420	388	348
	二酸化炭素	t-CO_2	333	325	283	264	279	257	211

■堺事務所（堺基地）

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh	523,276	512,784	494,053	491,300	502,975	361,793	363,913
	ガス	㎥	821	795	855	808	804	818	921
	ガソリン	L			189	241	279	320	309
	軽油	L	32,294	32,339	28,508	25,064	22,253	21,423	26,295
	OA用紙	枚	20,868	16,216	19,245	14,337	11,548	14,546	16,501
	上水	㎥	4,446	4,189	4,669	4,694	4,816	4,566	4,716
排出	廃棄物(非再資源化物)	kg			412	386	398	430	467
	二酸化炭素	t-CO_2	324	320	302	292	290	224	239

■泉大津事務所（泉大津基地）

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh	709,596	817,500	502,746	111,779	100,778	102,898	101,062
	ガス	㎥	142	391	481	679	274	267	510
	ガソリン	L			6,014	5,845	4,604	4,451	5,267
	軽油	L							
	OA用紙	枚	80,796	66,695	61,626	45,515	28,990	34,076	36,543
	上水	㎥	19,512	25,346	23,311	9,145	9,499	11,033	7,338
排出	廃棄物(非再資源化物)	kg			504	452	406	348	316
	二酸化炭素	t-CO_2	320	370	243	68	58	58	61

■和歌山事務所（和歌山基地）

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh	171,963	162,048	162,885	153,055	143,400	145,367	150,272
	ガス	㎥	255	173	20	20	27	28	29
	ガソリン	L			246	272	235	130	99
	軽油	L	19,251	7,435	19,545	19,455	19,137	21,431	23,448
	OA用紙	枚	10,635	10,715	8,866	10,215	10,026	8,135	7,798
	上水	㎥	1,677	1,820	1,633	1,507	1,325	1,434	1,836
排出	廃棄物(非再資源化物)	kg			758	540	543	514	634
	二酸化炭素	t-CO_2	129	93	125	120	115	121	129

■姫路事務所（姫路基地）

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh	108,023	96,625	84,244	82,408	80,734	84,376	87,153
	ガス	㎥	12	12	10	6	4	7	9
	ガソリン	L							
	軽油	L	2,945	4,406	4,647	5,131	5,358	5,430	4,474
	OA用紙	枚	6,676	5,358	3,657	3,910	3,164	3,211	2,655
	上水	㎥	814	824	623	685	1,220	880	847
排出	廃棄物(非再資源化物)	kg			85	65	57	41	52
	二酸化炭素	t-CO_2	56	55	50	50	50	52	51

■播磨事務所（播磨基地）

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh	161,872	126,733	117,927	116,936	90,860	83,707	94,558
	ガス	㎥	29	35	30	21	15	11	7
	ガソリン	L							
	軽油	L	2,417	4,113	4,422	2,431	3,833	6,788	3,387
	OA用紙	枚	7,689	2,688	1,259	1,486	1,546	1,725	5,143
	上水	㎥	2,465	2,360	2,260	2,385	1,701	1,879	1,769
排出	廃棄物(非再資源化物)	kg			87	85	75	102	140
	二酸化炭素	t-CO_2	79	68	65	59	51	55	51

■尼崎事務所（尼崎基地）

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh	325,970	307,478	309,512	287,220	286,352	178,550	180,335
	ガス	㎥	51	46	36	42	43	37	41
	ガソリン	L			222	234	248	177	189
	軽油	L	17,302	15,463	15,018	14,508	12,825	14,264	17,345
	OA用紙	枚	14,645	9,705	4,456	4,941	4,595	2,917	3,603
	上水	㎥	1,492	1,611	1,738	1,727	1,549	1,524	1,436
排出	廃棄物(非再資源化物)	kg			273	221	196	158	167
	二酸化炭素	t-CO_2	192	179	179	168	163	118	127

■津名事務所（津名基地）

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh	33,364	32,304	77,365	31,205	41,851	32,163	27,671
	ガス	㎥	4	3					
	ガソリン	L							
	軽油	L	1,358	1,425	1,301	1,102	1,140	1,260	1,023
	OA用紙	枚	3,243	4,012	4,275	4,327	3,455	3,301	3,202
	上水	㎥	363	382	1,810	620	343	259	232
排出	廃棄物(非再資源化物)	kg			68	71	58	73	52
	二酸化炭素	t-CO_2	19	18	38	17	22	18	15

資料編

■尼崎沖埋立処分場

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh	330,355	331,520	796,619	824,138	694,209	683,164	618,765
	（排水処理増強見込）	kWh	451,127						
	ガス	㎥							
	ガソリン	L							
	軽油	L	101,870	31,068	34,620	28,737	36,413	28,827	25,607
	OA用紙	枚			921	957	660	759	658
	上水	㎥	7,947	6,500	6,499	5,255	6,343	5,949	5,882
	重油（排水処理）	L	58,946	54,330	110,759	83,093	80,042	95,299	60,598
排出	廃棄物（非再資源化物）	kg							
	水処理施設排水量	㎥	371,023	329,439	481,664	449,167	488,083	481,296	
	二酸化炭素	t-CO_2	572	377	748	670	623	640	509

■泉大津沖埋立処分場

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh	—	—	467,796	843,896	581,777	520,129	524,330
	（排水処理増強見込）	kWh	888,737						
	ガス	㎥							
	ガソリン	L							
	軽油	L	166,658	197,126	190,884	228,045	179,081	191,405	187,955
	OA用紙	枚							
	上水	㎥							
	重油（排水処理）	L							
排出	廃棄物（非再資源化物）	kg							
	水処理施設排水量	㎥	794,530	759,507	751,481	755,884	654,078	694,438	
	二酸化炭素	t-CO_2	431	510	704	970	725	729	722

■神戸沖埋立処分場

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh							
	（排水処理増強見込）	kWh							
	ガス	㎥							
	ガソリン	L							
	軽油	L	450,000	473,300	430,900	453,500	338,500	373,200	343,800
	OA用紙	枚	0	0					
	上水	㎥							
	重油（排水処理）	L	559,896	417,020	513,387	503,859	480,860	461,200	484,600
排出	廃棄物（非再資源化物）	kg							
	水処理施設排水量	㎥	1,103,147	802,745	926,304	798,108	914,542	895,701	
	二酸化炭素	t-CO_2	2,681	2,354	2,505	2,538	2,178	2,215	2,202

■大阪沖埋立処分場

	項目	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費	電気	kWh							
	（排水処理増強見込）	kWh							
	ガス	㎥							
	ガソリン	L							
	軽油	L	503,096	379,372	364,556	333,574	339,325	290,750	280,630
	OA用紙	枚							
	上水	㎥	1,627	1,920					
	重油（排水処理）	L	442,676	422,153	410,866	408,394	449,585	409,853	389,278
排出	廃棄物（非再資源化物）	kg							
	水処理施設排水量	㎥	1,724,941	1,413,849	1,336,419	1,366,511	1,226,492	989,994	
	二酸化炭素	t-CO2	2,501	2,125	2,056	1,969	2,096	1,862	1,781

■船舶輸送（重油）

所属事務所	単位	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大阪建設事務所管内	L	1,356,170	1,200,080	1,174,640	1,058,000	1,206,480	1,144,310	990,930
兵庫建設事務所管内	L	577,460	621,000	684,241	549,538	498,550	616,733	529,600
小計	L	1,933,630	1,821,080	1,858,881	1,607,538	1,705,030	1,761,043	1,520,530
二酸化炭素	t-CO_2	5,239	4,934	5,037	4,356	4,620	4,772	4,120

■エネルギー別二酸化炭素排出量（平成29年度）

種別	単位	使用量	エネルギー投入量（GJ）	CO_2排出量（t-CO_2）
電気	kWh	2,805,882	26,611	1,263
ガス	㎥	2,930	325	19

ガソリン	L	7,595	263	18
軽油	L	936,122	35,292	2,421
重油	L	2,455,006	95,991	6,652
合計			158,482	10,373

※端数処理のため、内訳と合計は一致しない場合がある。

資料編

■ 廃棄物埋立処分量実績

■尼崎沖埋立処分場（単位：千 t）

廃棄物の種類	平成元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
一般廃棄物	21	141	199	268	268	271	243	311	314	296	292
上下水汚泥	4	71	82	88	80	68	79	61	55	42	47
民間産廃	14	98	149	146	114	507	1,423	562	385	197	142
陸上残土	542	1,043	884	758	759	591	899	872	871	311	234
浚渫土砂	1,441	262	267	253	1,052	388	438	544	207	134	216
合　計	2,022	1,615	1,581	1,513	2,273	1,825	3,082	2,350	1,832	980	931
管理型区画	25	494	605	644	509	486	661	759	737	547	517
安定型区画	1,997	1,121	976	869	1,764	1,339	2,421	1,591	1,095	433	411

廃棄物の種類	平成12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
一般廃棄物	300	276									
上下水汚泥	40	31									
民間産廃	137	115									
陸上残土	107	203	514	550	711	560	646	521	501	324	320
浚渫土砂	219	96	98	110	153	262	83	113	41	138	79
合　計	803	721	613	660	863	822	729	634	542	462	399
管理型区画	483	434	86	66	59	6	8	9	11		129
安定型区画	319	287	527	595	804	815	721	626	531	462	270

廃棄物の種類	平成23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	累計
一般廃棄物								3,201
上下水汚泥								749
民間産廃								3,988
陸上残土	399	278	191	167	278	167	223	14,422
浚渫土砂	137	80	113	17	55	115	6	7,117
合　計	536	358	304	185	332	282	229	29,475
管理型区画	316	1	1		99			7,692
安定型区画	220	357	303	185	233	282	229	21,783

■泉大津沖埋立処分場（単位：千 t）

廃棄物の種類	平成3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
一般廃棄物	4	367	565	573	620	634	632	632	618	630	617
上下水汚泥		25	90	148	166	166	158	161	153	133	131
民間産廃		229	521	981	2,003	1,179	1,106	637	551	450	400
陸上残土	44	422	873	2,408	1,909	1,817	1,782	995	1,484	1,021	964
浚渫土砂	1	375	159	348	1,489	2,149	421	204	363	548	289
合　計	49	1,418	2,208	4,458	6,187	5,945	4,099	2,629	3,169	2,782	2,401
管理型区画	46	569	1,038	1,389	1,983	1,841	2,278	1,797	1,542	1,316	1,254
安定型区画	3	849	1,171	3,068	4,204	4,104	1,821	832	1,627	1,466	1,148

廃棄物の種類	平成14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
一般廃棄物	4	5	9	4							
上下水汚泥											
民間産廃	18	19	189	186	297	212	197	140	112	94	76
陸上残土	702	539	453	618	822	922	762	742	531	351	301
浚渫土砂	286	285	286	382	135	351	553	259	322	140	290
合　計	1,009	848	937	1,190	1,255	1,485	1,512	1,140	965	584	668
管理型区画	164	58	9	7	481	210	219	178	100		
安定型区画	845	790	928	1,182	774	1,276	1,293	962	865	584	668

廃棄物の種類	平成25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	累計
一般廃棄物						5,914
上下水汚泥						1,330
民間産廃	65	65	67	68	55	9,917
陸上残土	418	144	107	135	358	21,624
浚渫土砂	262	179	179	214	117	10,586
合　計	745	388	353	417	530	49,371
管理型区画						16,479
安定型区画	745	388	353	417	530	32,362

■神戸沖埋立処分場（単位：千 t）

廃棄物の種類	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
一般廃棄物	46	968	975	936	916	810	765	682	517	254	255
上下水汚泥	3	140	142	129	105	114	109	117	83	42	33
民間産廃	12	505	475	608	746	1,005	1,192	1,066	559	279	195
陸上残土		42	93	31	117	183	158	226	105	52	4
浚渫土砂											
合　計	61	1,655	1,684	1,704	1,884	2,112	2,225	2,091	1,264	628	488

廃棄物の種類	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	累計
一般廃棄物	247	238	231	224	208	199	8,470
上下水汚泥	35	38	37	35	33	34	1,231
民間産廃	210	173	124	83	170	130	7,533
陸上残土	1	2	10	1	16	20	1,060
浚渫土砂							
合　計	493	451	402	343	427	383	18,294

※すべて管理型区画である。

■大阪沖埋立処分場（単位：千 t）

廃棄物の種類	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	累計
一般廃棄物	130	353	352	350	328	314	299	291	289	2,707
上下水汚泥	25	72	54	54	44	46	45	37	37	414
民間産廃	159	453	328	269	260	275	261	217	203	2,426
陸上残土	26	75	172	30	152	50	102	43	59	708
浚渫土砂										
合　計	340	954	906	703	784	685	708	587	588	6,255

※すべて管理型区画である。

■全処分場合計（単位：千 t）

廃棄物の種類	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
一般廃棄物	21	141	203	635	833	844	863	945	946	928	910
上下水汚泥	4	71	82	113	170	216	245	227	213	203	200
民間産廃	14	98	149	375	635	1,488	3,426	1,741	1,491	834	693
陸上残土	542	1,043	928	1,180	1,632	2,999	2,808	2,689	2,653	1,306	1,718
浚渫土砂	1,441	262	268	628	1,211	736	1,927	2,693	628	338	579
合　計	2,022	1,615	1,630	2,931	4,481	6,283	9,269	8,295	5,931	3,609	4,100
管理型区画	25	494	651	1,213	1,547	1,875	2,644	2,600	3,015	2,344	2,059
安定型区画	1,997	1,121	979	1,718	2,935	4,407	6,625	5,695	2,916	1,265	2,038

廃棄物の種類	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一般廃棄物	930	939	972	980	945	919	810	765	682	647	607
上下水汚泥	173	165	140	142	129	105	114	109	117	108	115
民間産廃	587	527	523	494	797	932	1,302	1,405	1,263	858	845
陸上残土	1,128	1,167	1,258	1,182	1,195	1,294	1,652	1,601	1,489	1,197	979
浚渫土砂	767	385	384	395	438	644	218	464	594	397	401
合　計	3,584	3,183	3,277	3,192	3,504	3,895	4,096	4,344	4,145	3,207	2,947
管理型区画	1,799	1,748	1,905	1,808	1,772	1,897	2,601	2,443	2,321	1,782	1,811
安定型区画	1,785	1,435	1,372	1,384	1,732	1,997	1,495	1,901	1,823	1,424	1,135

廃棄物の種類	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	累計
一般廃棄物	607	597	566	545	523	499	489	20,291
上下水汚泥	87	89	82	84	80	70	71	3,724
民間産廃	617	556	499	463	411	455	333	23,864
陸上残土	926	610	763	371	488	361	660	37,814
浚渫土砂	276	371	374	196	234	329	124	17,702
合　計	2,514	2,222	2,284	1,659	1,736	1,714	1,731	103,396
管理型区画	1,710	1,197	1,236	1,087	1,150	1,014	971	48,720
安定型区画	805	1,025	1,048	572	587	700	760	54,675

※端数処理のため、内訳と合計は一致しない場合がある。

資料編

■ 排水処理施設放流水水質

■尼崎沖埋立処分場

項目	単位	最小値	最大値	平均値※1	排水基準	測定頻度
アルキル水銀化合物	mg/L	–	–	–	検出されないこと	6 回/年
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	6 回/年
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.03 以下	6 回/年
鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	6 回/年
有機燐化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	6 回/年
六価クロム化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.5 以下	6 回/年
砒素及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	6 回/年
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	6 回/年
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	2 回/年
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.3 以下※2	2 回/年
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.1 以下	2 回/年
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.2 以下	2 回/年
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下	2 回/年
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04 以下	2 回/年
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	1 以下	2 回/年
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.4 以下	2 回/年
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	3 以下	2 回/年
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06 以下	2 回/年
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下	2 回/年
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06 以下	2 回/年
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03 以下	2 回/年
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.2 以下	2 回/年
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.1 以下	2 回/年
セレン及びその化合物	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	6 回/年
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	10 以下	4 回/年
ほう素及びその化合物	mg/L	0.4	1.4	1.1	230 以下	4 回/年
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.2	0.6	0.4	15 以下	4 回/年
ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	7.4	19	14	200 以下	4 回/年
水素イオン濃度（水素指数）	–	6.6	7.2	6.9	5.0～9.0	1 回/週
化学的酸素要求量	mg/L	5.3	14	8.5	90 以下	1 回/週
浮遊物質量	mg/L	1	5	3	60 以下	1 回/週
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	<1	<1	<1	5 以下	4 回/年
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	<1	<1	<1	30 以下	3 回/年
フェノール類含有量	mg/L	<0.01	0.04	0.01	5 以下	4 回/年
銅含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	3 以下	4 回/年
亜鉛含有量	mg/L	<0.01	0.01	0.01	2 以下	4 回/年
溶解性鉄含有量	mg/L	0.06	0.14	0.09	10 以下	4 回/年
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.15	0.40	0.23	10 以下	4 回/年
クロム含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	2 以下	4 回/年
大腸菌群数	個/cm^3	<10	<10	<10	3000 以下	4 回/年
窒素含有量	mg/L	8.0	29	20	120（日間平均 60）以下	1 回/月
燐含有量	mg/L	0.02	0.08	0.04	16（日間平均 8）以下	4 回/年
ダイオキシン類	pg-TEQ	0.00011	0.0071	0.0028	10	6 回/年

※ 1　定量限界値未満の数値については、定量限界値の数値として取扱い、平均値を計算した。

※ 2　トリクロロエチレンの排水基準は法改正により平成 28 年 9 月 15 日以降は 0.1mg/L 以下。

■泉大津沖埋立処分場

項目	単位	最小値	最大値	平均値※1	排水基準	測定頻度
アルキル水銀化合物	mg/L	–	–	–	検出されないこと	4回/年
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下	4回/年
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.03以下	4回/年
鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1以下	4回/年
有機燐化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	4回/年
六価クロム化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.5以下	4回/年
砒素及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1以下	4回/年
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	4回/年
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003以下	4回/年
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下	4回/年
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.1以下	4回/年
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.2以下	4回/年
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下	4回/年
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04以下	4回/年
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	1以下	4回/年
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.4以下	4回/年
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	3以下	4回/年
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06以下	4回/年
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下	4回/年
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06以下	4回/年
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03以下	4回/年
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.2以下	4回/年
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.1以下	4回/年
セレン及びその化合物	mg/L	<0.005	0.006	0.00525	0.1以下	4回/年
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.005	0.005	10以下	4回/年
ほう素及びその化合物	mg/L	1.1	1.5	1.325	230以下	4回/年
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8	1.2	1.025	15以下	4回/年
ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	7	15	12.725	200以下	4回/年
水素イオン濃度（水素指数）	–	6.4	8.1	7.3	5.0～9.0	1回/月
化学的酸素要求量	mg/L	10	17	12.8	90以下	1回/月
浮遊物質量	mg/L	<1	5	2	60以下	1回/週
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	5以下	4回/年
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	30以下	4回/年
フェノール類含有量	mg/L	<0.01	0.01	0.01	5以下	4回/年
銅含有量	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	3以下	4回/年
亜鉛含有量	mg/L	0.006	0.013	0.009	2以下	4回/年
溶解性鉄含有量	mg/L	0.15	0.17	0.1375	10以下	4回/年
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.09	0.29	0.23	10以下	4回/年
クロム含有量	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	2以下	4回/年
大腸菌群数	個/cm^3	0	8	2	3000以下	4回/年
窒素含有量	mg/L	14	33	24	120（日間平均60）以下	1回/月
燐含有量	mg/L	0.058	1.4	0.409	16（日間平均8）以下	4回/年
ダイオキシン類	pg-TEQ	0.000025	0.0015	0.000040	10	4回/年

※1　定量限界値未満の数値については、定量限界値の数値として取扱い、平均値を計算した。

資料編

■神戸沖埋立処分場

項目	単位	最小値	最大値	平均値※1	排水基準	測定頻度
アルキル水銀化合物	mg/L	–	–	–	検出されないこと	4回/年
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下	4回/年
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.03以下	4回/年
鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1以下	4回/年
有機燐化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1以下	4回/年
六価クロム化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.5以下	4回/年
砒素及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.1以下	4回/年
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	4回/年
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003以下	4回/年
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下	4回/年
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.1以下	4回/年
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.2以下	4回/年
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下	4回/年
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04以下	4回/年
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	1以下	4回/年
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.4以下	4回/年
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	3以下	4回/年
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06以下	4回/年
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下	4回/年
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06以下	4回/年
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03以下	4回/年
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.2以下	4回/年
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.1以下	4回/年
セレン及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.1以下	4回/年
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	10以下	4回/年
ほう素及びその化合物	mg/L	2.0	2.0	2.0	230以下	4回/年
ふっ素及びその化合物	mg/L	1.6	1.8	1.7	15以下	4回/年
ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	6.8	7.9	7.2	200以下	4回/年
水素イオン濃度（水素指数）	–	6.6	7.9	7.0	5.0～9.0	1回/週
化学的酸素要求量	mg/L	14	27	19	90以下	1回/週
浮遊物質量	mg/L	1.0	26	3.9	60以下	1回/週
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	5以下	4回/年
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	30以下	4回/年
フェノール類含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	5以下	4回/年
銅含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	3以下	4回/年
亜鉛含有量	mg/L	0.02	0.04	0.03	2以下	4回/年
溶解性鉄含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	10以下	4回/年
溶解性マンガン含有量	mg/L	2.2	4.3	2.9	10以下	1回/週
クロム含有量	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	2以下	4回/年
大腸菌群数	個/cm^3	<10	<10	<10	3000以下	4回/年
窒素含有量	mg/L	15	19	17	120（日間平均60）以下	1回/月
燐含有量	mg/L	0.010	0.032	0.027	16（日間平均8）以下	4回/年
ダイオキシン類	pg-TEQ	0	0.000076	0.000039	10	4回/年

※1　定量限界値未満の数値については、定量限界値の数値として取扱い、平均値を計算した。

■大阪沖埋立処分場

項目	単位	最小値	最大値	平均値※1	排水基準	測定頻度
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	4 回/年
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	4 回/年
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.03 以下	4 回/年
鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	4 回/年
有機燐化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	1 以下	4 回/年
六価クロム化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.5 以下	4 回/年
砒素及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	4 回/年
シアン化合物	mg/L	<0.025	<0.025	<0.025	1 以下	4 回/年
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	4 回/年
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	4 回/年
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	4 回/年
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.2 以下	4 回/年
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	4 回/年
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.04 以下	4 回/年
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	1 以下	4 回/年
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.4 以下	4 回/年
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	3 以下	4 回/年
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.06 以下	4 回/年
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	4 回/年
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	4 回/年
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	4 回/年
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	4 回/年
ベンゼン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	4 回/年
セレン及びその化合物	mg/L	<0.005	0.009	0.007	0.1 以下	4 回/年
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	10 以下	4 回/年
ほう素及びその化合物	mg/L	16	17	17	230 以下	4 回/年
ふっ素及びその化合物	mg/L	8.9	11	9.7	15 以下	4 回/年
ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	4.7	6.7	5.4	200 以下	4 回/年
水素イオン濃度（水素指数）	–	7.1	8.2	7.6	5.0～9.0	1 回/月
化学的酸素要求量	mg/L	23	26	24	90 以下	1 回/月
浮遊物質量	mg/L	< 1	2	1	60 以下	1 回/週
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	5 以下	4 回/年
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	30 以下	4 回/年
フェノール類含有量	mg/L	<0.025	0.03	0.026	5 以下	4 回/年
銅含有量	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	3 以下	4 回/年
亜鉛含有量	mg/L	0.06	0.09	0.07	2 以下	4 回/年
溶解性鉄含有量	mg/L	<0.02	0.05	0.03	10 以下	4 回/年
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.26	0.73	0.46	10 以下	4 回/年
クロム含有量	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	2 以下	4 回/年
大腸菌群数	個/cm^3	不検出	1200	402	3000 以下	4 回/年
窒素含有量	mg/L	7.1	12	9.9	120（日間平均 60）以下	1 回/月
燐含有量	mg/L	0.06	0.1	0.08	16（日間平均 8）以下	4 回/年
ダイオキシン類	pg-TEQ	0.06	0.19	0.13	10	4 回/年

※1　定量限界値未満の数値については、定量限界値の数値として取扱い、平均値を計算した。

■ PRTR に係る排出物質　経年変化一覧表

■尼崎沖埋立処分場

物質名	単位	物質量 平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
銅	(kg/年)	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
亜鉛		3.3	0.6	17	8.6	2.8	15	7.0	8.4	26
総クロム		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ふっ素		80	34	23	140	190	190	210	360	260
ほう素		220	220	290	310	400	560	440	660	680
溶解性マンガン		40	57	60	78	150	170	140	220	200
ダイオキシン類	(mg-TEQ/年)	0.47	0.00010	0.000080	0.00028	0.00032	0.0053	0.00077	0.0032	0.011
排水量	m^3	162,618	224,296	233,541	244,874	375,227	371,023	348,094	481,664	449,167

物質名	単位	物質量 平成27年度	28年度	29年度
銅	(kg/年)	0.0	0.0	0.0
亜鉛		8.5	6.0	3.3
総クロム		2.4	0.0	0.0
ふっ素		370	240	180
ほう素		590	520	480
溶解性マンガン		130	100	100
ダイオキシン類	(mg-TEQ/年)	0.024	0.011	0.0010
排水量	m^3	488,083	481,296	434,762

■泉大津沖埋立処分場

物質名	単位	物質量 平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
砒素	(kg/年)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
セレン		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1,4-ジオキサン		-	-	-	-	-	-	-	3.0	2.8
銅		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
亜鉛		5.7	11	27	12	13	20	13	13	11
総クロム		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ふっ素		530	480	650	390	420	560	460	340	380
ほう素		930	1,200	1,600	580	260	560	800	640	980
溶解性マンガン		0.0	170	430	420	340	250	240	150	100
ダイオキシン類	(mg-TEQ/年)	0.29	0.00074	0.0017	0.0049	0.00011	0.00029	0.0057	0.00025	0.00029
排水量	m^3	635,093	771,400	811,270	555,850	641,974	794,530	759,507	751,481	755,884

物質名	単位	物質量 平成27年度	28年度	29年度
砒素	(kg/年)	0.98	0.0	0.0
セレン		8.2	0.0	0.0
1,4-ジオキサン		0.0	0.0	0.0
銅		4.3	2.8	0.0
亜鉛		11	9.2	6.5
総クロム		0.0	0.0	0.0
ふっ素		700	730	740
ほう素		880	570	950
溶解性マンガン		130	110	160
ダイオキシン類	(mg-TEQ/年)	0.0056	0.000055	0.00032
排水量	m^3	654,078	694,438	717,252

■神戸沖埋立処分場

物質名	単位	物質量								
		平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
鉛	(kg/年)	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	5.5	0.0	0.0	0.0
砒素		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0
銅		19	11	15	3.0	0.0	2.8	0.0	12	0.0
亜鉛		130	190	100	40	19	39	13	37	28
総クロム		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ふっ素		10,000	12,000	6,600	5,600	3,100	2,400	2,000	2,000	1,800
ほう素		12,000	14,000	9,600	9,700	6,300	6,300	2,900	3,000	2,100
溶解性マンガン		380	600	870	2400	2,800	4,900	2,500	1,900	2,100
ダイオキシン類	(mg-TEQ/年)	0.20	0.013	0.00039	0.00017	0.000084	0.015	0.000028	0.000025	0.000020
排水量	m^3	1,898,672	1,489,982	1,029,233	1,048,992	960,179	1,103,100	802,745	926,304	798,108

物質名	単位	物質量		
		平成27年度	28年度	29年度
鉛	(kg/年)	0.0	0.0	0.0
砒素		0.0	0.0	0.0
銅		0.0	0.0	0.0
亜鉛		23	20	19
総クロム		0.0	0.0	0.0
ふっ素		1,900	1,600	1,200
ほう素		2,000	1,700	1,500
溶解性マンガン		2,200	2,300	2,100
ダイオキシン類	(mg-TEQ/年)	0.00062	0.00022	0.000030
排水量	m^3	914,542	895,701	756,586

■大阪沖埋立処分場

物質名	単位	物質量								
		平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
鉛	(kg/年)	-	-	-	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0
砒素		-	-	-	0.0	3.0	20	12	7.0	6.1
セレン		-	-	-	0.0	5.9	38	12	9.7	17
銅		-	-	-	0.0	0.0	0.0	11	23	31
亜鉛		-	-	-	10	17	0.0	190	220	250
総クロム		-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	17	20
ふっ素		-	-	-	1,600	7,600	9,100	8,200	7,600	9,700
ほう素		-	-	-	2,000	11,000	15,300	17,000	22,000	21,000
溶解性マンガン		-	-	-	10	0.0	8.6	25	84	190
ダイオキシン類	(mg-TEQ/年)	-	-	-	0.028	0.17	0.02	0.39	0.0038	0.00021
排水量	m^3	-	-	-	654,532	1,692,924	1,724,941	1,413,849	1,336,419	1,366,511

物質名	単位	物質量		
		平成27年度	28年度	29年度
鉛	(kg/年)	0.0	0.0	0.0
砒素		0.0	0.0	0.0
セレン		7.7	0.0	4.8
銅		0.0	0.0	4.6
亜鉛		100	52	66
総クロム		0.0	0.0	0.0
ふっ素		8,900	9,300	8,800
ほう素		20,000	18,000	15,000
溶解性マンガン		140	360	410
ダイオキシン類	(mg-TEQ/年)	0.00098	0.25	0.12
排水量	m^3	1,226,492	989,994	911,167

資料編

■ 地域活動団体、研究への助成事業実績

環境保全市民活動等に係る助成一覧（平成 29 年度）

No.	団体名（敬称略）	所在地	活動内容
1	忠岡レインボーエコクラブ	大阪府　忠岡町	忠岡レインボーエコクラブ
2	なにわエコ会議	大阪府　大阪市	環境ふれあい広場（啓発イベント）
3	大和川市民ネットワーク	大阪府　堺市	「わたしたちの大和川」研究会
4	泉大津市衛生委員会	大阪府　泉大津市	泉大津市衛生委員会環境保全活動（不法投棄防止啓発等）
5	特定非営利活動法人　とよなか市民環境会議アジェンダ２１	大阪府　豊中市	とよなか市民環境展 2017 における小どもへの環境教育
6	特定非営利活動法人　大阪湾沿岸域環境創造研究センター	大阪府　大阪市	大阪湾環境クルージング（体験学習）
7	特定非営利活動法人　環境教育技術振興会	大阪府　松原市	アマモ場再生による環境啓発活動
8	住吉川清流の会	兵庫県　神戸市	住吉川クリーン作戦、水辺フェア
9	兵庫ドングリ千年の森をつくる会	兵庫県　明石市	揖保川源流の森づくり（植樹イベント）
10	伊川を愛する会	兵庫県　神戸市	伊川リバーフェスタ
11	平野町明石川愛護協議会	兵庫県　神戸市	平野ふれあいの川まつり
12	京田辺エコパークかんなび	京都府　京田辺市	第１０回「もったいない」子どもポスター展
13	兵庫運河　真珠貝プロジェクト	兵庫県　神戸市	兵庫運河　真珠貝プロジェクト
14	武庫川の治水を考える連絡協議会	兵庫県　伊丹市	武庫川「日出坂洗堰」にて生きもの観察とカヌー体験
15	須磨海岸を美しくする運動推進協議会	兵庫県　神戸市	須磨海岸クリーン作戦・ゴミ持ち帰りキャンペーン
16	都賀川を守ろう会	兵庫県　神戸市	都賀川　川開き式
17	「私の水辺」大発表会実行委員会	大阪府　大阪市	「私の水辺」大発表会

廃棄物の適正処理・水処理に係る調査研究助成一覧（平成 29 年度）

No.	研究テーマ	所属	氏名（敬称略）
1	一槽式 SAD システムによる海面埋立管理型処分場浸出水の高効率・低コストの窒素低減技術の提案（その 3）	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所環境研究部環境調査グループ	相子　伸之
2	パッシブサンプラーを用いた廃棄物埋立処分場及びその周辺における微量有機汚染物質の測定（その 3）	大阪市立大学都市研究プラザ	遠藤　智司
3	焼却排ガスの活用による都市ごみ焼却残渣の炭酸化処理による温室効果ガス削減及び海面埋立処分場の安定化促進に関する研究	公立鳥取環境大学　環境学部環境学科	金　相烈
4	最終埋立処分地における有害化学物質の挙動予測に向けた浸出水中有機物の網羅的解析（その２）	京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻	日下部　武敏
5	焼却残渣資源化のための焼却主灰と飛灰の区画埋立管理方法の提案	北海道大学大学院工学研究院　循環計画システム研究室	佐藤 昌宏
6	少子高齢化時代における循環資源の退蔵の実態と適正管理方策に関する研究(その２)	福岡大学工学部	鈴木　慎也
7	海面埋立地からの浸出水中窒素除去への嫌気性アンモニア酸化(ANAMMOX)反応の適用と温室効果ガスの排出抑制	京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻	西村 文武
8	集約嫌気性消化による小規模処理施設での廃棄物系バイオマス有効活用の促進（その 3）	京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻	日高　平
9	高反応性消石灰に起因する焼却飛灰からの有機物汚濁負荷に関する研究	大阪市立大学大学院工学研究科	水谷　聡

大阪湾圏域の海域環境再生・創造に関する研究助成一覧（平成 29 年度）

No.	研究テーマ	所属	氏名（敬称略）
1	埋立てに伴う地形改変が大阪湾内部生産有機物の堆積過程に与える影響評価	（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所 研究員	秋山　諭
2	大阪湾底泥における珪藻類休眠期細胞の分布・発生とそれに基づいた有益・有害ブルーム識別評価（その２）	京都大学 地球環境学堂 環境生命技術論分野	石井　健一郎
3	真核従属栄養生物ヤブレツボカビ類の大阪湾における生態的影響力の解明	（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所 水産研究部 海域環境グループ	上田　真由美
4	大阪湾圏域の栄養塩管理に資する河川流入負荷量推計モデルの開発	公益財団法人ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センター 水環境科研究員	古賀　佑太郎
5	海色衛星観測データを用いた埋立地周辺を含む大阪湾における赤潮動態の解明（その３）	京都大学大学院農学研究科	小林　志保
6	大阪湾におけるマイクロプラスチック汚染の現況把握と魚介類への影響に関する研究（その３）	京都大学大学院地球環境学堂	田中　周平
7	大阪湾圏域における微量金属の分布と有毒有害プランクトン発生への寄与	公立大学法人県立広島大学生命環境学部	内藤　佳奈子
8	大阪湾圏域の干潟におけるマイクロプラスチックの存在実態とその化学・生物学的影響（その２）	大阪市立環境科学研究センター	中尾　賢志
9	大阪湾におけるクルマエビ科小型エビ類の資源動態と環境要因の関係性の解明～主要構成種交替のメカニズム解明を通じて～	（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所 研究員	山中　智之
10	海辺の環境再生活動の社会的価値算定に関する研究～尼崎運河を事例として～	徳島大学環境防災研究センター	山中　亮一

■廃棄物受入基準

受入基準は、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定め、受け入れる廃棄物は、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理による減量化に努めた結果排出されたものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）その他の法令等に定める基準に適合したものとし、また、可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物は破砕等したものとする。以下に受入廃棄物のすべてを対象とする共通基準、個別基準及び判定基準について示す。

1　共通基準

次に掲げる事項に該当する廃棄物は、受け入れない。

(1)　特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物
(2)　次のいずれかのもの及びそれらが付着し又は封入されているもの
　ア　毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物及び劇物
　イ　農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 に規定する農薬
　ウ　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条に規定する危険物
(3)　廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの
(4)　紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等腐敗するもの
(5)　ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生のおそれのあるもの
(6)　水面において著しく油膜を形成するもの
(7)　有機性の汚濁の原因となる物質が混入し又は付着しているもの
(8)　著しい発色性又は発泡性を有するもの
(9)　著しく飛散又は浮遊するもの
(10)　著しく悪臭を発するもの
(11)　その他、法令に基づき水面埋立処分を禁止されたもの並びに広域処理場及びその周辺の環境を著しく悪化させ又は広域処理場における作業を著しく阻害するおそれがあると判断されるもの

2　個別基準

排出時の廃棄物の種類		受入基準	受入廃棄物の種類
1 一般廃棄物	①可燃ごみ	○焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ばいじんを処分するために処理したもの（以下「ばいじん処理物」という。）にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○焼却灰 ○ばいじん処理物
	②不燃・粗大ごみ	○最大径がおおむね 30cm 以下に破砕等されたものであって、中空のものを除く。 ○破砕後の可燃物については、焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○不燃ごみ ○焼却灰 ○ばいじん処理物
	③し尿処理汚泥	○焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ばいじんにあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○し尿処理の焼却灰 ○ばいじん処理物
2 産業廃棄物	①上水汚泥	○含水率が 85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。	○上水汚泥
	②下水汚泥	○焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○下水汚泥の焼却灰 ○下水汚泥のばいじん
	③燃え殻	○熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。	○燃え殻
	④汚泥（①と②を除く）	○含水率 85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○有機性汚泥は、焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○汚泥 A ○汚泥 B ○燃え殻 ○ばいじん
	⑤鉱さい	○最大径がおおむね 30cm 以下であって、判定基準を満足するもの。	○鉱さい
	⑥ばいじん	○乾式集じんダストは、加湿等飛散防止の措置を講じたものであって、判定基準を満足するもの。 ○湿式集じんダストは、含水率 85%以下のものであって、判定基準を満足するもの。	○ばいじん
	⑦廃プラスチック類・ゴムくず	○最大径がおおむね 15cm 以下に破砕されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。 ○焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○廃プラスチック類・ゴムくず ○燃え殻 ○ばいじん
	⑧金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず	○最大径がおおむね 30cm 以下に破砕されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	○金属くず ○ガラスくず及び陶磁器くず
	⑨がれき類	○最大径がおおむね 30cm 以下のもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	○がれき類
	⑩シュレッダーダスト	○減容固化のうえ、最大径がおおむね 30cm 以下のものであって、判定基準を満足するもの。	○シュレッダーダスト
	⑪その他の産業廃棄物	○不燃性のものにあっては、最大径がおおむね 30cm 以下のものであって、判定基準を満足するもの。 ○可燃性のものにあっては、焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。なお、廃油等の焼却残さにあっては、水面において油膜を形成しないもの。 ○石綿含有産業廃棄物にあっては、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	○その他の産業廃棄物
3　陸上残土		○水分を多量に含まず、木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、発生時において、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。 ○水分を多量に含まず、木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、管理を要する陸上残土に係る判定基準を満足するもの。ただし、上記陸上残土を除く。	○陸上残土 A ○陸上残土 B ○管理を要する陸上残土 A ○管理を要する陸上残土 B
4　凌渫土砂		○木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、浚渫土砂に係る判定基準を満足するもの。	○凌渫土砂

注 1 有害な物質とは、判定基準で定めるものをいう。
注 2 汚泥 A は中間処理された建設汚泥とし、汚泥 B は汚泥 A 以外の汚泥とする。
注 3 石綿含有産業廃棄物とは、非飛散性アスベスト廃棄物のうち、工作物の新設、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有するものをいう。
注 4 陸上残土 A 及び陸上残土 B の区分は、陸上残土に係る土質区分基準によるものとする。
注 5 管理を要する陸上残土 A は、管理を要する陸上残土のうち土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 5 3 号）第 16 条に規定する要措置区域等内の土地の土壌とし、管理を要する陸上残土 B は、管理を要する陸上残土 A 以外の管理を要する陸上残土とする。

3　判定基準

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号）別表第一で定める基準、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 6 号）別表第一（ばいじん、燃え殻等に係る判定基準及び汚泥等に係る判定基準として定められた項目に限る）で定める基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準を満足するもの。ただし、六価クロム化合物については、0.5mg/L 以下とする。

注 1 判定基準で引用する別表の備考は適用しない。
注 2 判定基準の試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号）に定める方法とする。
注 3 ダイオキシン類の基準は、ばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び廃ガス洗浄施設から排出された汚泥及びこれらを処分するために処理した廃棄物並びにこれらを含有し又は付着した廃棄物に適用する。
注 4 ダイオキシン類の基準は、平成 12 年 1 月 15 日までに設置され、又は設置の工事がされている施設から排出されるばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び当該施設の廃ガス洗浄施設から排出された汚泥については、次に掲げる方法により処分を行う限り、適用しない。
- 一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- 二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- 三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

4　ばいじん処理物に係る判定基準

ばいじん処理物	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号）で定める基準を満足するもの。

5　陸上残土に係る判定基準

陸上残土	土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号）別表第 3 及び別表第 4 で定める基準を満足するもの。

6　管理を要する陸上残土に係る判定基準

管理を要する陸上残土	土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号、この項において以下「規則」という。）第 4 条第 3 項第 2 号ロに規定する第二種特定有害物質（土壌汚染対策法施行令（平成 14 年 11 月 13 日政令第 336 号）第 1 条第 12 号に掲げる水銀及びその化合物（この項において以下「水銀及びその化合物」という。）を除く。）について規則別表第 2 で定める基準及び同表で定める特定有害物質の種類について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 6 号）別表第 1 で定める基準をともに満足するものであって、規則第 4 条第 3 項第 2 号イに規定する第一種特定有害物質、同号ロに規定する第三種特定有害物質並びに水銀及びその化合物について、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。

7　浚渫土砂に係る判定基準

浚渫土砂	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 6 号）及び「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年 10 月 28 日付け環水管第 119 号環境庁水質保全局長通知）で定める基準を満足するもの。

8　陸上残土に係る土質区分基準

区分	コーン指数	含水比（発生時）	水素イオン濃度（pH）
陸上残土 A	400KN/m^2 以上	40%以下	5.8 以上 8.6 以下
陸上残土 B	陸上残土 A 以外のもの		

注　コーン指数及び含水比の試験方法は、「発生土利用基準について」（平成 18 年 8 月 10 日付け国官技第 112 号国土交通省大臣官房技術調査課長、国官総第 309 号国土交通省大臣官房公共事業調査室長、国営計第 59 号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長通知）に掲げる土質区分判定のための調査試験方法に定める方法とする。また、pH の試験方法は、地盤工学会基準（JGS）0211 に定める方法とする。

参考１

個別基準に係る項目	測定方法
熱しゃく減量含水率	昭和 52 年 11 月 4 日環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙 2 のⅡによる。
油分	有姿試料について、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）による。

参考２　産業廃棄物に係る判定基準（「3　判定基準」）

項目	判定基準	項目	判定基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと	四塩化炭素	0.02mg/L 以下
水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下	1.2－ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L 以下	1.1－ジクロロエチレン	1mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L 以下	シス－1.2－ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	1.1.1－トリクロロエタン	3mg/L 以下
ヒ素又はその化合物	0.3mg/L 以下	1.1.2－トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
有機リン化合物	1mg/L 以下	1.3－ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	チウラム	0.06mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/L 以下	シマジン	0.03mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン又はその化合物	0.3mg/L 以下	1.4－ジオキサン	0.5mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

参考３　陸上残土及び管理を要する陸上残土の判定基準

以下の判定基準を満足するもの

	項　目	陸上残土 大阪湾センターの判定基準 土壌汚染対策法施行規則別表第３溶出量基準	陸上残土 大阪湾センターの判定基準 土壌汚染対策法施行規則別表第４含有量基準	管理を要する陸上残土 大阪湾センター判定基準
第一種特定有害物質	クロロエチレン（塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ）	0.002mg/L 以下	－	0.002mg/L 以下
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	－	0.002mg/L 以下
	1.2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	－	0.004mg/L 以下
	1.1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	－	0.1mg/L 以下
	シス-1.2－ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	－	0.04mg/L 以下
	1.3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	－	0.002mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	－	0.02mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	－	0.01mg/L 以下
	1.1.1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	－	1mg/L 以下
	1.1.2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	－	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	－	0.03mg/L 以下
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	－	0.01mg/L 以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.1mg/L 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下	0.5mg/L 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg 以下	1mg/L 以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	－	検出されないこと
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下	0.0005mg/L 以下かつ 15mg/kg 以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.1mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.1mg/L 以下
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.1mg/L 以下
	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	15mg/L 以下
	ホウ素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	30mg/L 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003mg/L 以下	－	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	－	0.02mg/L 以下
	チウラム	0.006mg/L 以下	－	0.006mg/L 以下
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	－	検出されないこと
	有機リン化合物	検出されないこと	－	検出されないこと

注１ クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）の判定基準を法改正により平成 29 年４月１日より追加した。

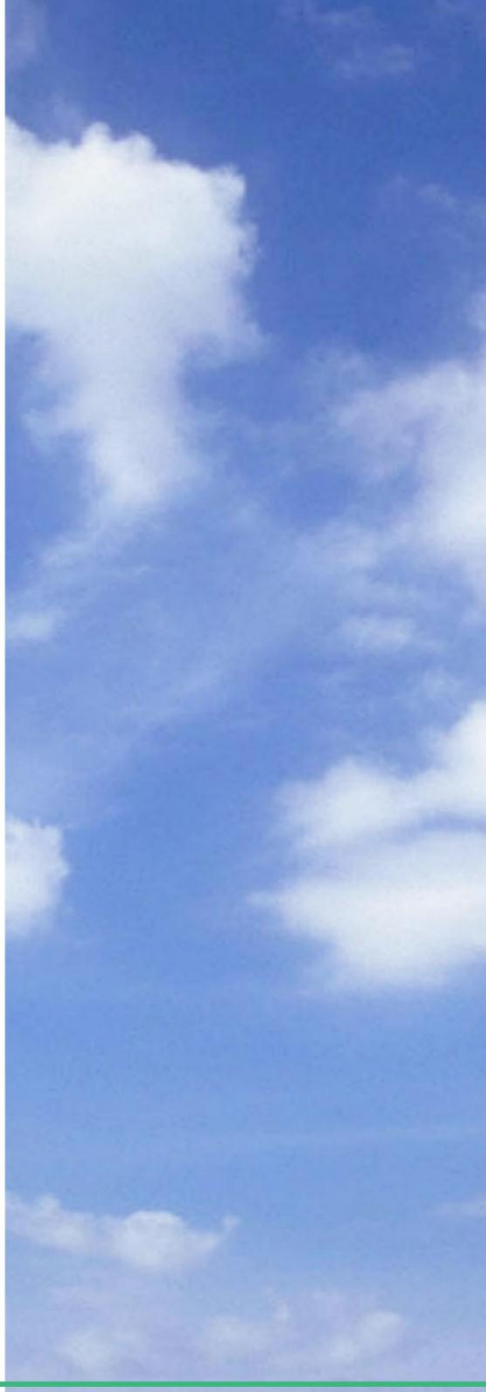

大阪湾広域臨海環境整備センター　環境報告書 2018

発 行 日：平成 30 年 8 月

発　　行：大阪湾広域臨海環境整備センター

〒530-0005　大阪市北区中之島二丁目 2 番 2 号　大阪中之島ビル 9 階

URL：http://www.osakawan-center.or.jp/

問合せ先：環境課

TEL：06-6204-1725　FAX:06-6204-1728

®環境省
エコアクション21
認証番号0001170